

資料編

Ⅰ 第5次プランの施策体系と指標の進捗状況

1 施策体系

柱	基本目標	施策の方向
Ⅰ 学力、体力、豊かな心の育成	1 学力の向上	(1) 確かな学力向上のための取組みの推進
	2 体力の向上	(1) 体力向上のための取組みの推進 (2) 体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり (3) 健康教育の充実
	3 豊かな心の醸成	(1) 道徳性を養う心の教育の充実 (2) 人権教育・啓発の推進 (3) 男女共同参画の推進 (4) 文化活動の推進 (5) 実体験を重視した教育の推進 (6) インターネット適正利用の推進 (7) 幼児教育の充実 (8) 読書活動の充実
	4 教育環境づくり	(1) 多様な教育ニーズへの対応 (2) 私立学校教育の充実 (3) ICTを活用した教育活動の推進 (4) 児童生徒の安全確保 (5) 学校施設や社会教育施設の整備・充実 (6) 教育機会の確保 (7) 教員の指導力や学校の組織力の向上
Ⅱ 社会にはばたく力の育成	1 知識や経験等を生かした課題解決能力の育成	(1) 遊び体験、自発的、能動的な体験活動の充実 (2) 課題解決型実践的育成プログラムの導入
	2 多様で特色のある能力や個性の伸長	(1) 個性や能力を伸ばす教育の充実 (2) 特別支援教育の推進
	3 キャリア教育の充実	(1) 社会的自立に向けた能力の育成 (2) ボランティアなどの社会参画の推進 (3) キャリア教育や職業教育の推進
Ⅲ 郷土と日本、そして世界を知る力の育成	1 郷土の魅力を学び、世界の多様性を理解	(1) 郷土の魅力を学ぶ活動の推進 (2) 国際的視野を持つ人材の育成
	2 外国語能力の育成	(1) グローバル化に対応した外国語能力の育成
Ⅳ 個別の対応を必要とする青少年への支援	1 青少年の状況に応じた個別の支援	(1) 非行防止対策や立ち直り支援 (2) いじめや不登校等への対応 (3) ひきこもりの支援 (4) 若年無業者の自立支援 (5) 障がいのある青少年への支援 (6) 貧困の状況にある青少年への支援 (7) 社会的養護の充実 (8) 就労支援の充実
	2 青少年の被害・加害防止、保護	(1) 性犯罪の防止、福祉犯取締りの推進及び被害防止 (2) 被害少年の保護及び支援 (3) 交際相手からの暴力防止対策の推進 (4) 児童虐待の防止 (5) 自殺予防対策
Ⅴ 青少年を育む社会環境の整備	1 家庭、学校、地域、企業、行政の連携・協働	(1) 家庭教育支援の充実 (2) 家庭、学校、地域、企業、行政の連携・協働体制の整備 (3) 青少年の成長を支える担い手の養成
	2 青少年が健やかに成長するための地域社会づくり	(1) 青少年が犯罪や事故に遭わないまちづくり (2) 有害環境等への対応 (3) 子育て支援の充実 (4) ひとり親家庭の自立支援 (5) ワーク・ライフ・バランスの推進

1 第5次プランの施策体系と指標の進捗状況

2 指標の進捗状況

新型コロナウイルス感染症の影響により数値がとれなかったもの、(数値はとれたが) 事業への影響が大きかったものは、令和元年度の実績を掲載

1 学力、体力、豊かな心の育成

番号	指標名	当初値 計画策定時 (H29年度)	目標値 (R4年度)	R2年度 実績	(参考) R1年度実績	所管課
1	全国学力・学習状況調査 における標準化得点*の教科ごとの平均値 ※標準化得点 = (本県の正答数) / (全国の正答数) × 100	公立小学校 国語：100.9 算数：99.4	国語 100以上 算数 100以上	—	国語：103.4 算数：100.0	義務教育課
		公立中学校 国語：99.1 数学：97.3	国語 98.9以上 数学 98.6以上	—	国語：98.6 数学：99.0	
2	授業の中で自分たちで課題を立て、解決に向け話し合い、発表するなどの学習活動に取り組んでいたと思う児童、生徒の割合	公立小学校 71.3% (全国平均 75.1%)	全国平均 以上	—	75.7% (全国平均 77.7%)	義務教育課
		公立中学校 66.5% (全国平均 71.3%)	全国平均 以上	—	73.7% (全国平均 74.8%)	
3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点平均値(公立学校)	H29 県 全国 小学男子 55.01 54.16 小学女子 55.88 55.72 中学男子 43.26 42.11 中学女子 50.30 49.97	全区分 全国平均値 以上 (毎年度)	—	R1 県 全国 小学男子 54.41 53.61 小学女子 55.96 55.59 中学男子 43.20 41.69 中学女子 50.52 50.22	体育スポーツ健康課
4	総合型地域スポーツクラブ数	78 (H28年度)	85	83		スポーツ振興課
5	朝食を食べる習慣が定着している児童の割合	公立小学校 93.0% (全国平均 95.4%)	全国平均 以上	—	93.3% (全国平均 95.3%)	体育スポーツ健康課
6	スクールミュージアム(アートコース)実施後のアンケートにおいて、美術館のイメージが「おもしろい」とする回答率	74.5% (H28年度)	80.0% (毎年度)	(66%)	75%	社会教育課
7	通学合宿を実施している小学校校区数	348校区/ 735校区 (47.3%)	368校区/ 735校区 (50.1%)	377校区/ 721校区 (52.3%)		社会教育課
8	地震に関する避難訓練の実施率(公立学校)	小 100% 中 100% 高 99.1% (H28年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	小 100% 中 100% 高 100% 特支 100%		高校教育課 義務教育課 特別支援教育課

I 第5次プランの施策体系と指標の進捗状況

II 社会にはばたく力の育成

番号	指標名	当初値 計画策定時 (H29年度)	目標値 (R4年度)	R2年度 実績	(参考) R1年度実績	所管課
9	放課後の体験活動等に取り組む市町村数	45市町村	60市町村	(52市町村)	52市町村	社会教育課
10	高校生科学技術コンテストの受験者数	975人	1,200人	(685人)	769人	高校教育課
11	幼児児童生徒に対する①個別の指導計画及び②個別の教育支援計画の作成の割合(公立学校(園))	①82.9% ②81.1% (H28年度)	①100% ②100%	①99.3% ②99.3%		特別支援教育課
12	キャリア体験活動への参加率(県立高等学校)	38.5%	100%	86.4%		高校教育課
13	県立知的障がい特別支援学校高等部における就職希望率	42.7% (H28年度)	50%	(45.4%)	43.6%	特別支援教育課

III 郷土と日本、そして世界を知る力の育成

番号	指標名	当初値 計画策定時 (H29年度)	目標値 (R4年度)	R2年度 実績	(参考) R1年度実績	所管課
14	国際理解教室への参加者数	10,661人 (H28年度)	13,500人	(5,482人)	11,807人	国際政策課
15	英検3級程度以上の資格又は相当する力を有する生徒の割合(公立中学校)	33.7% (H28年度)	50%	—	46.9% (調査基準日) (R1年12月1日)	義務教育課
16	英検準2級程度以上の資格又は相当する力を有する生徒の割合(県立高等学校)	39.1% (H28年度)	50%	—	48.5% (調査基準日) (R1年12月1日)	高校教育課

I 第5次プランの施策体系と指標の進捗状況

IV個別の対応を必要とする青少年への支援

番号	指標名	当初値 計画策定時 (H29年度)	目標値 (R4年度)	R2年度 実績	(参考) R1年度実績	所管課
17	非行者率※ ※10～19歳までの人口1,000人当 たりに刑法犯少年が占める割合	5.2人 (H28年)	4.5人以下 (R3年)	2.5人		警察本部少年課
18	再犯者数※ ※14歳以上の刑法犯少年における 再犯者の数	870人 (H28年)	720人以下 (R3年)	336人		警察本部少年課
19	児童生徒1,000人当 たりの不登校児童生徒数	公立小中学校 12.6人 (全国平均 13.6人) (H28年度)	全国平均 以下	21.2人 (全国平均18.8人) (R1年度)		義務教育課
		県立高等学校 14.0人 (全国平均 16.4人) (H28年度)	全国平均 以下	20.7人 (全国平均15.8人) (R1年度)		高校教育課
20	不登校から継続して登校 できるようになった児童 生徒の割合	公立小中学校 30.1% (全国平均 28.3%) (H28年度)	全国平均 以上	28.2% (全国平均 22.8%) (R1年度)		義務教育課
		県立高等学校 35.3% (H28年度)	50% (R3年度)	53.5% (R1年度)		高校教育課
21	いじめの解消件数の割合	公立小・中学校 90.3% (全国平均 90.7%) (H28年度)	全国平均 以上	小学校87.5% (全国平均 83.5%) 中学校83.8% (全国平均 81.6%) (R1年度)		義務教育課
		高等学校 80.0% (全国平均 89.4%) (H28年度)	全国平均 以上	高校79.8% (全国平均 84.0%) (R1年度)		高校教育課
22	生活保護世帯に属する子 どもの高等学校等進学率	89.4% (全国 93.3%) (H28年度)	全国数値を 上回る	91.2% (全国 93.7%)		保護・援護課
23	生活保護世帯に属する子 ども(高等学校等卒業後) の就職率	44.3% (全国 44.3%) (H28年度)	全国数値を 上回る	45.0% (全国 43.6%)		保護・援護課
24	里親等委託率	21% (H28年度)	23%	23.5%		児童家庭課
25	若者就職支援センター就 職者数(20代) (旧指標:若者しごとサポ ートセンター就職者数)	6,293人 (H28年度)	32,000人 (5年間累計)	(13,049人) (H30～R2年度累計)	9,970人 (H30～R1年度累計)	労働政策課
26	若者就職支援センター就 職者数(30代) (旧指標:30代チャレンジ 応援センター就職者数)	780人 (H28年度)	5,000人 (5年間累計)	(1,656人) (H30～R2年度累計)	1,137人 (H30～R1年度累計)	労働政策課
27	女性と子どもの安全みま もり企業数	累計6,109 事業所 (H28年度)	7,000 事業所 (R3年度)	累計6,855 事業所		生活安全課

I 第5次プランの施策体系と指標の進捗状況

V 青少年を育む社会環境の整備

番号	指標名	当初値 計画策定時 (H29年度)	目標値 (R4年度)	R2年度 実績	(参考) R1年度実績	所管課
28	P T Aや地域住民が学校の諸活動に積極的に参加している学校の割合(公立学校)	小学校 70.1% (全国平均 72.9%) 中学校 57.0% (全国平均 60.6%)	全国平均 以上	—	小学校 61.7% (全国平均 64.6%) 中学校 36.7% (全国平均 38.2%) ※H30年度から調査項目が変更となったため 全国平均ともに減少	義務教育課
29	通学路の歩道等整備	77.4% (H28年度末)	80% (R2年度末)	80.8% (R2年度末)		道路維持課
30	交通安全教室(高等学校は二輪車安全教室を含む。)を実施している学校の割合	小 100% 中 87.4% 高 99.1% (H28年度)	小 100% 中 100% 高 100% (毎年度)	小 100% 中 100% 高 100%		高校教育課 義務教育課
31	子育て応援宣言企業の登録数	6,188社 (H29年9月)	8,000社 (R3年度)	7,555社		新雇用開発課
32	子育て応援パスポート登録者数	18,687人 (H28年度)	37,000人	52,254人		子育て支援課
33	保育所等利用待機児童数	1,297人 (H29年4月)	0人	1,189人		子育て支援課
34	子育て応援宣言企業の従業員の育児休業取得率	女性: 95.6%	女性: 97% 以上 (毎年度)	女性: 95.6%		新雇用開発課
		男性: 4.8%	男性: 13% 以上 (R3年度)	男性: 14.5%		新雇用開発課

II 施策一覧

柱I 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

1 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)学力の向上	学習サポート事業	福岡県立大学において、学生を筑豊地域の市町村等が行う補充学習に紹介し、小・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図る。	政策課
	学力向上総合推進事業	県、市町村、学校が一体となった学力向上の取組を総合的に展開することにより、児童生徒の実態に即した取組を強化し、確かな学力を育む。	義務教育課 特別支援教育課
	ICTを活用した教育推進事業	これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、教員のICT活用指導力向上に関する研修、ICTを活用した先進的教育モデルの研究、プログラミング教育の充実に向けた取組や普及啓発を行う。	高校教育課 義務教育課
	地域学校協働活動事業	学校と地域が連携・協働した地域学校協働本部を設置し、地域人材の協力を得て、学校支援、放課後の学習支援・体験活動(地域学校協働活動)を実施する市町村を支援することで、学力の向上に資することを趣旨とする。また、これまで以上に学校、家庭、地域が連携・協働することで、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整える。	社会教育課
(2)体力の向上	ラグビーによる交流推進事業	小・中・高校生で競技に取り組んでいる者やラグビー初心者を対象としたスポーツ教室を開催。	スポーツ企画課
	スポーツ・運動機会創出事業	「短時間で」「身近な場所で」「気軽に」スポーツに親しめるよう、ショッピングセンターにおいて、短時間でできるスポーツメニューの紹介・体験を提供し、県民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるようにする。	スポーツ振興課
	福岡県民さわやかマラソン大会運営費補助	福岡県民さわやかマラソン大会実行委員会が開催する青少年の育成、勤労者の健康増進を目的としたマラソン大会に係る経費を補助する。	労働政策課 青少年育成課
	オリンピック・パラリンピアン等派遣事業、小学校ラグビー普及プロジェクト(ふくおかスポーツ振興プロジェクト事業の一部)	県立学校にオリンピック・パラリンピアン等を派遣し、各競技の体験教室等を開催することや、ラグビーの指導者研修会を行うことで、児童生徒の運動・スポーツへの動機付け習慣化を図る。	体育スポーツ健康課
	福岡県体力向上総合推進事業	小・中・高等学校・特別支援学校等において、スポコン広場の実施や部活動指導員の配置等、総合的に体力向上に関する事業を実施・充実させることで、本県の子どもの体力向上を図る。	体育スポーツ健康課

II 施策一覧

柱I 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

1 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)体力の向上	武道教育等充実事業	中学校の保健体育科教員の資質向上を図るとともに、安全に配慮した武道等授業の進め方や生徒の実態に応じた段階的な指導方法を身につけた地域人材を派遣し、武道等教育の指導体制等の改善、充実及び適切な運営を図る。	体育スポーツ健康課
(3)豊かな心・ 人権意識の 醸成	アクロス福岡事業	経済産業大臣指定伝統的工芸品及び福岡県知事指定特産民工芸品を常設展示しているアクロス福岡「匠ギャラリー」を再整備し、伝統工芸に関する情報発信を強化する。また、伝統工芸士の作品をはじめ県内各地域で製作された伝統工芸・民工芸品を紹介・販売する展示会や製作の実演、体験を実施する展示会など様々な展示会を定期的に開催し、県民が優れた伝統工芸に接する機会を提供する。	文化振興課
	県民文化祭開催事業 (芸術体験講座)	小・中学校、特別支援学校等へのプロのダンサーや能楽師などを派遣し、児童生徒が様々な芸術や伝統芸能等に触れる機会を提供する。	文化振興課
	県民文化祭開催事業 (子ども文化事業)	子どもたちが日頃から実践する美術、舞台芸術などの文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会を提供する。	文化振興課
	能楽鑑賞体験事業 (アウトリーチ事業)	県内4地域の小・中学校に能楽師を派遣し、能楽の所作等の体験講座を実施することで、能楽に対する理解を深める。	文化振興課
	児童の権利に関する条約啓 発事業	子どもの基本的人権を守るため、市町村と連携し、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の広報啓発を行う。	政策課
	家庭のしつけ推進事業 アンビシャスカレンダー	日常生活におけるしつけ、情緒の育成、規範意識や倫理観の涵養など、社会生活において必要な基本的ルールやマナーを身に付けさせるため、アンビシャスカレンダーを作成、頒布して家庭における教育を促進する。	青少年育成課
	乳幼児期の読書活動推進事 業	各家庭における乳幼児期の「絵本の読み聞かせ」を推進することを目的に、乳幼児期における読書活動の専門的な知識と技能を身に付けた読書ボランティアを派遣し、啓発を行う。	青少年育成課
	障がい者スポーツ交流会開 催事業	県内の小・中学校の生徒が特別支援学校に赴き、障がいの有無に関わらず一緒にスポーツを楽しむこと出来る交流会を開催。	スポーツ振興課

II 施策一覧

柱I 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

1 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)豊かな心・ 人権意識の 醸成	少年期の人権啓発の推進 (福岡県人権・同和問題啓発 事業費補助金)	少年期における人権意識の高揚を図るため、異年齢の子ども同士の人権学習活動・体験学習活動等人権啓発を推進する事業を対象に、実施市町村に事業費を補助する。	人権・同和対策局 調整課
	スポーツ組織と連携・協力 した人権啓発活動 (地域人権啓発活動活性化事 業)	県とプロバスケットボールチームが連携・協力して「人権・スポーツ教室」を開催し、その中でプロバスケットボール選手による人権啓発の講話を実施する。	人権・同和対策局 調整課
	大学等と連携した「若者人権 講座」の実施 (地域人権啓発活動活性化事 業)	若年層の人権意識の高揚を図るため、大学、専門学校生を対象とした人権講座を開催する。	人権・同和対策局 調整課
	福岡県人権啓発情報セン ター事業	県民の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される社会を確立するため、人権啓発のより一層の充実や、県民一人ひとりがあらゆる機会を通して人権学習ができるよう、展示事業や人権問題に関する研究、啓発活動に必要な各種の資料・情報の収集及び提供等を行う。	人権・同和対策局 調整課
	規範的な行動を促す道徳、特 別活動、総合的な学習・探究 の時間等の教育活動の充実	小・中学校においては、道徳教育推進の核となる指導者を養成するとともに、「道徳教育実践ハンドブックvol.2」等の活用を促進する。 県立高等学校においては、道徳教育推進教師を中心に、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育全体を通じて行う。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
	男女共同参画教育の推進	小・中学校においては、各教育事務所における研修会や校内研修で「男女共同参画教育指導の手引」を活用することにより、豊かな心、性差の正しい認識、自立する力、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進する。 県立高等学校においては、男女がお互いを尊重し合い、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てる。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
	自立と協働を学ぶ体験活動 推進事業	県立中学校・中等教育学校・高等学校の第1学年を対象に集団体験活動を実施し、多様な体験活動を通して、自立と協働の精神を育成するとともに、自己存在感や規範意識を醸成し、夢や志をもって学校生活を送ることができる生徒を育成する。	高校教育課
	自立と社会参加に向けた体 験学習推進事業	県立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、障がいの種類や状態等に応じた多様な体験学習を実施することで、各教科における学習内容の理解を深める。	特別支援教育課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

1 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)豊かな心・人権意識の醸成	人権教育を基盤にした学校づくり研究事業	児童生徒の学力向上や自己実現を阻害する要因を踏まえ、学校教育全体を通じた人権教育の取組を通して、学力向上を図る学校の在り方について究明するため、研究指定校による実践的な研究を行い、その成果を広く普及する。	人権・同和教育課
	個別の人権課題に関する指導方法等調査研究事業	個別の人権課題に関する学習内容や指導方法等の体系化・標準化及び教員の指導力の向上を図るため、調査研究委員会における調査・研究や、検証協力校での検証授業の結果等を分析・整理して指導者用手引きを作成し、その活用を図る。	人権・同和教育課
	人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座	多様な校種や職種での実践交流や研究協議を行い、学校教育及び社会教育において、様々な人権問題に関する、より高度な課題解決能力や指導方法を探求する機会を設ける。	人権・同和教育課
	人権教育コーディネーター養成講座	市町村職員などを対象として、人権に関する学習活動の企画・立案・実践に携わる人権教育指導者を養成する研修会を開催し、本県人権教育の充実を図る。	人権・同和教育課
	スクール・ミュージアム事業(アートコース)	県内の公立学校を対象に、福岡県立美術館において、様々な学習・鑑賞プログラムを実施する。	社会教育課
	特別支援学校等芸術鑑賞事業	県内の公立特別支援学校に劇団や室内楽団等公演団体を派遣し、公演を行う。	社会教育課
	通学合宿	子どもたちの生活習慣の定着や協調性を育む通学合宿に「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた「鍛ほめ通学合宿」事業を実施することで、効果を調査・分析し、更なる普及・定着を図る。	社会教育課
	読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	読書活動推進のために指導者やボランティア養成を目的とした講座等を実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図る。	社会教育課
	図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムを拡充する。	社会教育課
	子どもの読書習慣形成・定着支援事業	発達段階ごとの読書活動の取組を体系的・継続的に実施するとともに、子どもの自発的な読書を促す家庭・地域の読書環境を整備・強化する市町村を支援することで、子どもの読書習慣の形成・定着と子どもを取り巻く読書環境の充実を図る。	社会教育課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

1 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)豊かな心・ 人権意識の 醸成	命の大切さを学ぶ教室	犯罪被害者等基本法に基づき、平成22年度から、社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくりに向けた取組の一環として同教室を開催する。中学校・高校において、犯罪被害者遺族が「被害にあうことにより直面した困難」「失った家族への思い」などを直接語りかける、あるいは、警察職員が犯罪被害者等の手記を朗読することにより、犯罪被害者等への配慮や支援意識を高め、命の大切さと犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図る。	警察本部 被害者支援・相談課
	少年健全育成活動事業	児童約200人が2泊3日の柔剣道合宿を行い、訓練や参加少年同士交流・交歓活動等を通じて目標を持った「志」のある少年の育成を図る。	警察本部 少年課
(4)様々な体験・ 交流活動の 推進	ちよっくら未来づくりラボ	地域特性である「ものづくり(産業)」に関連する資源を活用した人材育成スクールで、体験を通じた学習により子どもたちの学ぶ意欲を育むとともに、地域の魅力を学び、子どもたちの地域への愛着と誇りを醸成する。	広域地域振興課
	福岡県青少年育成県民会議 事業 少年の野外学習	野外での生活や活動を通じて、子ども達の忍耐力や自立性、協調性を養うとともに、異年齢交流により指導力や包容力を育む少年の野外学習を実施する。	青少年育成課
	アンビシャス広場活性化促進事業	広場活動を支えるボランティアや運営ノウハウが不足していることなどにより、継続して開設することが困難な広場が出てきている現状を踏まえ、地域に根差した子どもの居場所として継続して開設できるよう、活性化を図る。	青少年育成課
	アンビシャス広場づくり事業	放課後や休日に子どもたちが気軽に立ち寄り、集まることができる居場所「アンビシャス広場」に対し助成する。	青少年育成課
	青少年国際スポーツ交流事業	友好提携都市である中国・江蘇省で開催される国際青少年サッカー大会に選手を派遣し、スポーツを通じた青少年交流を実施する。	青少年育成課
	青少年囲碁交流事業	囲碁を通じて、青少年が目標へ挑戦する心や洞察力、礼節を重んじる心を育むとともに、外国の青少年と切磋琢磨させることにより、幅広い視野を持ったたくましい青少年を育成するため、福岡県青少年囲碁大会(県内大会、江蘇省との交流大会)を開催する。	青少年育成課

II 施策一覧

柱I 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

1 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)様々な体験・交流活動の推進	中山間ふるさと水と土保全対策事業(田んぼの学校)	小学生を対象に、農業用施設の見学や農業体験を通じ、農業や農村の持つ役割や重要性、多面的機能について、理解を深めてもらうために「田んぼの学校」を実施する。	農山漁村振興課
	「いただきます!福岡のおいしい幸せ」県民運動強化費	本県農林水産業・農山漁村への理解や、応援してもらうことを目的に、応援ファミリーを対象とした農林漁業体験ツアーを実施する。	食の安全・地産地消課
	県民参加の森林づくり推進費(森林環境教育の実施)	小学生に体験活動等を通して森林に親んでもらい、森林の働きや大切さについて学んでもらう。	林業振興課
	緑の少年団育成事業	緑の少年団交流集会を年1回開催し、活動発表、自然に関する学習活動・レクリエーション活動を行う。	林業振興課
	緑化センター運営	緑化講習会の一環として、小学生以下を対象とした「子ども緑の教室」を緑化センター等で開催する。	林業振興課
	自立と協働を学ぶ体験活動推進事業(再掲)	県立中学校・中等教育学校・高等学校の第1学年を対象に集団体験活動を実施し、多様な体験活動を通して、自立と協働の精神を育成するとともに、自己存在感や規範意識を醸成し、夢や志をもって学校生活を送ることができる生徒を育成する。	高校教育課
	自立と社会参加に向けた体験学習推進事業(再掲)	県立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、障がいの種類や状態等に応じた多様な体験学習を実施することで、各教科における学習内容の理解を深める。	特別支援教育課
	通学合宿(再掲)	子どもたちの生活習慣の定着や協調性を育む通学合宿に「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた「鍛ほめ通学合宿」事業を実施することで、効果を調査・分析し、更なる普及・定着を図る。	社会教育課
	放課後等における子どもの体験活動などの支援	放課後等に子どもの主体性や協調性を育むため、地域人材を活用しながら体験活動の充実を図る。	社会教育課
(6)インターネット適正利用の推進	青少年インターネット適正利用推進協議会	ネット問題に詳しい専門家や通信事業者、PTA、行政(知事部局、教育庁、警察)など関係機関・団体からなる協議会を設置し、事業や企画の総合的な推進を図る。	青少年育成課
	生徒自身がネットのルール・マナーを考えるワークショップの開催	中学生と高校生がインターネットの適正利用について共に議論し、自分たちで考えたルール・マナーを提言・発表する。	青少年育成課

II 施策一覧

柱I 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

1 自ら考え、判断して行動し、意見を表明できる青少年を育てる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(6)インターネット適正利用の推進	ネット依存防止・非行防止等講師紹介事業	地域やPTAなどが、ネット依存防止や非行防止に係る学習会(講演会、研修等)を実施する場合に、主催者の依頼内容に応じて講師を紹介する。	青少年育成課
	ネットトラブル相談事業	ネットトラブルを抱える子どもが匿名で相談できる相談窓口を設置し、トラブルを抱えて悩む子どもの早期支援を図る。また、誹謗中傷など法的知識を要する相談に対して、弁護士相談の費用を支援する。	青少年育成課
	保護者に対する啓発の強化	小学生の保護者に対し、オンラインゲームの実演を通してゲームの危険性を認識し、「家庭でのネット利用に係るルール作り」につなげる研修会を実施する。	青少年育成課
	乳幼児育児支援事業	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけやスマートフォンなどに接触することによる発達への影響などの情報を掲載した冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健康診査等の場で保護者に配布することにより、正しい知識の普及啓発を図る。	健康増進課
	インターネット適正利用に向けた啓発	SNS等による誹謗中傷や著作権の侵害等に対する規範意識の向上を図る。	高校教育課
	情報端末使用に関する指導の充実	スマートフォン等の情報端末は利便性と危険性を併せ持つことを周知し、学校と家庭が連携し、使用の際に守るべきルールやマナーについての指導の充実を図る。	高校教育課
	情報モラル教育の充実	教員研修や研究推進によって教員の情報モラル指導力の向上を図るとともに、保護者、児童生徒への情報モラルの啓発を行う。	義務教育課
	ネット利用に起因した非行・被害防止対策	ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図る。	警察本部 少年課
	フィルタリング普及啓発活動	青少年が悪質なサイトを利用し被害に遭わないため、保護者、青少年、事業者等に対するフィルタリングの必要性等に係る啓発活動を推進する。	警察本部 少年課
サイバーパトロール	サイバーパトロールにより、SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起や重大な犯罪被害等に巻き込まれる可能性のある少年を補導し、犯罪被害の防止を図る。	警察本部 少年課	

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

2 青少年の健康と安全・安心を確保する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)健康教育の推進	ワンヘルス推進事業	ワンヘルスフェスティバル等の開催を通じて、ワンヘルスについての理解を深める。	保健医療介護総務課 ワンヘルス 総合推進室
	乳幼児育児支援事業(再掲)	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけやスマートフォンなどに接触することによる発達への影響などの情報を掲載した冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健康診査等の場で保護者に配布することにより、正しい知識の普及啓発を図る。	健康増進課
	エイズ・性感染症予防対策事業	エイズ・性感染症の感染予防及びまん延防止のため、正しい知識の普及啓発や無料・匿名のエイズ・梅毒・クラミジア・淋菌検査を実施する。	がん感染症 疾病対策課
	基本的生活習慣習得事業	小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりに向け、支援が必要な就学前の児童等に対する基本的生活習慣習得のための取組を支援する。	子育て支援課
	「いただきます!福岡のおいしい幸せ」県民運動強化費(再掲)	小中学生等を対象に、食育出前講座などを実施し、「食」と「農」のつながりを身近に感じるにより食育・地産地消への意識を高める。	食の安全・ 地産地消課
	ワンヘルス普及拡大推進費	県民に対し、安全安心な畜産物を通じて広くワンヘルス概念の普及啓発活動を実施。	畜産課
	ワンヘルス教育推進事業	生徒が生涯にわたって自らの健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるため、高校生を対象とした「ワンヘルス」に関する教育の教材を作成し、その活用方法についての研究を行うとともに、「ワンヘルス」の理念の普及・啓発を図る。	高校教育課 体育スポーツ健康課 私学振興課
	がん教育推進事業	学校におけるがん教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さについて理解を深める。	体育スポーツ健康課
	健康教育推進事業	県立高等学校の生徒等を対象に、性や心の健康に関する正しい知識の普及と不安や悩みの解決を図るため、専門家による講演や相談を実施するとともに、学校における健康教育の推進および教員の指導力向上を図るため、研修を実施する。	体育スポーツ健康課
子どもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大	子どもが弁当を作ることを通して、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むなど高い教育的効果が期待できる「ふくおか弁当の日」の普及・拡大に取り組む。	体育スポーツ健康課	

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

2 青少年の健康と安全・安心を確保する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)健康教育の推進	食に関する指導体制整備事業	栄養教諭等を対象に、食に関する指導の充実に向けた研修会等を実施し、栄養教諭等の資質向上を図る。また、学校給食の充実を図るため、給食調理員を対象にした学校給食料理コンクールを実施する。	体育スポーツ健康課
(2)安全教育の推進	交際相手からの暴力防止対策事業	中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力防止に関するリーフレットを作成・配付するとともに、希望する学校に講師を派遣し、啓発を行う。	男女共同参画推進課
	消費者教育の充実	消費者被害に遭いやすい若年者に対し、市町村や教育機関、消費者団体等と連携した消費者教育を推進することで、自らが適切に判断・行動できる消費者の育成を図る。	生活安全課
	性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(平成31年福岡県条例第19号)」の規定に基づき、学校、大学、事業所等に、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等を派遣し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育、研修を実施するもの。	生活安全課
	飲酒運転撲滅活動アドバイザー派遣事業	飲酒運転撲滅活動アドバイザーを学校等に派遣し、講演や体験型の講習を実施することにより若年層に対する飲酒運転防止教育を推進する。	生活安全課
	こどもの交通安全大会	交通安全優秀小学校を表彰することによって、小学生の交通安全思想を高揚させ、交通事故の防止を図る。	生活安全課
	自転車安全教育指導者講習会	小・中・高等学校教諭等に対して自転車の安全な乗り方教育について指導する。	生活安全課
	薬物乱用防止啓発事業	私立学校における薬物乱用防止教育の促進を図る。	私学振興課
	少年の大麻乱用対策事業	大麻花用防止教育用動画を作成し、中学校での啓発を行う。	薬務課
	薬物乱用対策推進事業(薬物乱用防止教育)	学校、地域等で実施される薬物乱用防止講習会への講師派遣、資材・教材の貸出等を行い、青少年に対する指導、啓発活動を推進する。	薬務課
	学校安全総合支援事業	市町村教育委員会を単位としたモデル地域を指定し、地域全体での学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内へその仕組みや好事例を普及することにより、学校安全の取組の推進を図る。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

2 青少年の健康と安全・安心を確保する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)安全教育の推進	消費者教育の充実	家庭科、公民科及び特別活動等で、消費者として自立し、主体的な判断の下、適切な意思決定のできる生徒を育成する。	高校教育課
	薬物乱用防止教育の充実	教員の薬物乱用防止教育に係る指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施するとともに、児童生徒の薬物乱用を防止するため各学校における薬物乱用防止教室の開催及び内容の充実を推進する。	体育スポーツ健康課
	警察職員による大学講義(法学的見地からの専門的講義)	対象大学において、県警の幹部職員が、学生に対し、県警の取組や学生に身近な問題・トラブル等について講義を行い、犯罪被害から自分や他者の身を守る方法等について学生の理解を深める。	警察本部 警務課
	暴力団排除教室	福岡県暴力団排除条例第14条(青少年に対する教育等のための措置)に基づき、県内の中学・高校を対象に、暴排先生(教員免許を有する会計年度任用職員8人)が写真、イラスト、事例等を盛り込んだパワーポイントを活用した暴力団排除教室を実施して、青少年の暴力団への加入防止と暴力団からの被害防止を図る。	警察本部 組織犯罪対策課
	子供・女性を性犯罪被害から守るための対策の推進	被害対象者による正しい防犯知識の習得と自主防犯行動を促進する。	警察本部 生活安全総務課犯罪抑止対策室
	交際相手からの暴力防止対策	デートDV等の被害者の安全を最優先に、必要に応じて的確な事件化等の措置を図る。 デートDV等防止に係るリーフレット等を製作し、学校における防犯教室の機会等を利用し、青少年に対する被害者にも加害者にもならないための広報啓発を図る。	警察本部 人身安全対策課
	福祉犯の被害防止に向けた各種広報啓発活動の推進	被害防止に向けた各種広報啓発活動を推進するとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化する。	警察本部 少年課
	薬物乱用防止対策	大麻等の薬物乱用を防止するための広報啓発活動を推進するとともに、薬物乱用少年等に対する取締りを強化する。	警察本部 少年課
非行防止教室の開催	学校において、万引きや自転車盗等、具体的な非行事例を題材として直接児童生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させることにより、少年の非行防止を図る。	警察本部 少年課	

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

2 青少年の健康と安全・安心を確保する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)安全教育的 推進	思春期サポート活動事業	子どもを持つ保護者に対して、少年非行の現状や家庭教育の大切さなどを広報啓発、講話することにより、その重要性を再認識させ少年の非行防止及び健全育成を図る。	警察本部 少年課
	ネット利用に起因した非行・被害防止対策(再掲)	ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図る。	警察本部 少年課
	フィルタリング普及啓発活動(再掲)	青少年が悪質なサイトを利用し被害に遭わないため、保護者、青少年、事業者等に対するフィルタリングの必要性等に係る啓発活動を推進する。	警察本部 少年課
	飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育活動及び広報啓発活動	大学等の担当者に対して、飲酒運転撲滅教育用VRを活用した飲酒運転撲滅教育等を取り入れるよう働き掛け、大学生等に飲酒運転の危険性等を体感させる交通安全教育を推進し、飲酒運転撲滅意識の高揚を図る。	警察本部 交通企画課
	交通安全意識醸成のための広報啓発活動	大学と警察との交通事故防止懇話会を開催して、交通事故抑止、交通モラル・マナー向上について話し合い、大学生の交通安全意識の醸成・向上を図る。 大学の学生指導等を担当する職員に直接情報提供を行い、各大学が学生に対して、あらゆる機会を捉え交通安全意識の醸成・向上を図る。	警察本部 交通企画課
	交通安全教育センター(ふっけいコアセンター)における交通安全教育活動	交通安全教育センター(ふっけいコアセンター)に学校等の交通安全担当者を招致して研修会等を行い、同担当者による学校等での交通安全教育により、交通安全行動を実践する社会人を育成する。	警察本部 交通企画課
	交通安全子供自転車大会	小学生を対象に、自転車利用の基本的知識と安全運転技能を身に付けさせ、将来の良き交通社会人育成を図る。	警察本部 交通企画課
	自転車の交通ルールブック配布事業	小学校4年生・中学1年生を対象に、自転車運転の正しいルールとマナーを身に付けさせるため、「自転車の交通ルールブック」(リーフレット)を配布して、交通事故の抑止を図る。	警察本部 交通企画課
	交通安全教育車に積載された歩行者シミュレーターを活用した交通安全教育活動	交通安全教育車に積載された歩行者シミュレーターを活用し、小学生等に道路横断の基本的な知識を身に付けさせ、将来の良き交通社会人育成を図る。	警察本部 交通企画課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

2 青少年の健康と安全・安心を確保する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)安全教育の推進	交通安全アドバイス集を活用した交通安全教育活動	基本的な交通ルール・マナーを身に付けさせるため、未就学児用、児童用の「交通安全アドバイス集」を幼稚園・小学校等に配布して、学校・家庭内での日常かつ恒常的な交通安全教育を推進し、将来の良き交通社会人育成を図る。	警察本部 交通企画課
(3)相談体制の充実	困難を抱える若年女性の支援	困難を抱える若年女性の自立を支援するため、夜間の街頭での声掛け、電話・メールによる相談、居場所の確保や公的機関への同行支援などを実施する。	男女共同参画推進課
	性犯罪被害者に対するワンストップ支援推進事業	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において被害者の早期回復に向けた支援を実施する。	生活安全課
	犯罪被害者支援事業	県、北九州市、福岡市、公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターが協働して設立した「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」において、電話相談から面談・カウンセリング、病院・裁判所などへの付添いまで総合的な被害者支援を実施する。	生活安全課
	ネットトラブル相談事業(再掲)	ネットトラブルを抱える子どもが匿名で相談できる相談窓口を設置し、トラブルを抱えて悩む子どもの早期支援を図る。また、誹謗中傷など法的知識を要する相談に対して、弁護士相談の費用を支援する。	青少年育成課
	若者自立相談事業	進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促す。	青少年育成課
	にんしんSOSふくおか ～思いがけない妊娠・子育て・思春期相談～	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図る。	健康増進課
	若年者への性知識啓発事業	正しい性知識の普及により望まない妊娠や人工妊娠中絶件数の減少を図るため、県のSNSアカウントを活用し、自動返信機能(BOT)を活用して正しい性知識の普及・啓発を図るとともに、相談を希望する者を「にんしんSOSふくおか」の相談窓口案内する。	健康増進課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

2 青少年の健康と安全・安心を確保する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)相談体制の充実	自殺対策事業	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動や24時間365日の相談窓口を開設し、自殺防止を図る。 また、自殺未遂者の再企図を防ぐため、未遂に至った要因分析やその解決に向けた支援機関との連携など、自殺未遂者支援事業を実施する。	健康増進課こころの健康づくり推進室
	自殺予防SNS相談事業	若年層及び女性の自殺者数の増加を抑制するため、自殺予防SNS相談を実施する。	健康増進課こころの健康づくり推進室
	心の健康づくり推進事業	精神保健福祉センター及び各保健福祉環境事務所において思春期精神保健相談を実施する。	健康増進課こころの健康づくり推進室
	24時間365日子ども家庭相談体制の整備	児童相談所において、夜間・休日を含めて24時間365日、いつでも子どもや家庭からの相談を受けるとともに、必要に応じて子どもの安全確認や保護など適切に対応できるよう体制を整備する。	児童家庭課
	子ども家庭総合支援拠点の整備促進	全市町村における「子ども家庭総合支援拠点」の設置を推進し、子ども家庭全般への相談支援体制等を充実する。	児童家庭課
	SNSを活用した相談体制整備事業	相談業務に関する知識・経験を有する民間団体と連携した事業者に業務を委託し、SNSによる相談窓口を運用することにより、教育相談体制の強化を図る。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 私学振興課
	子どもホットライン24相談事業	各教育事務所に児童生徒指導相談員を配置し、24時間相談体制を整備する。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
	健康教育推進事業(再掲)	県立高等学校の生徒等を対象に、性や心の健康に関する正しい知識の普及と不安や悩みの解決を図るため、専門家による講演や相談を実施するとともに、学校における健康教育の推進および教員の指導力向上を図るため、研修を実施する。	体育スポーツ健康課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

3 青少年の社会的自立、社会参画をめざす

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)キャリア教育の推進	高校生インターンシップ事業	私立高校生の県庁での職場体験活動を実施し、職業観・勤労観を育成する取組を促進する。	私学振興課
	私立学校ものづくり実践教育事業	私立高校生を対象に、企業と連携し、ものづくりを支える専門的職業人材や地域ニーズに応じた職業人を育成する。	私学振興課
	職業実践専門課程促進事業	「職業実践専門課程」として国に認定された学科を設置する専門学校に対して企業等と共同で編成したカリキュラムによる職業実践教育に必要な経費等を助成し、企業等が求める人材の育成を図る。	私学振興課
	出会い・結婚応援事業	結婚や子育てについての理解を深めるため、教育現場と連携し、学生を対象にライフプラン教育を推進する。また、将来結婚したいとの希望を持つ、就職後間もない若い世代を対象に、ライフプランを具体的に描き実践していくためのセミナーを実施し、出会い・結婚に向けた行動を後押しする。	子育て支援課
	出会い・結婚応援強化事業	出会い、結婚に踏み出すきっかけづくりとするため、就職後間もない若い世代に対し、結婚・子育てなど将来のライフデザインを描けるセミナーを開催する等の支援を実施する。	子育て支援課
	大学生等向けインターンシップの推進	大学生等の県内企業や県庁におけるインターンシップを推進し、自身の職業適性やキャリアについて考える機会を提供することで、学生の職業観の育成を図る。	労働政策課
	未来を切り拓く人材育成事業	学校と地域が生徒や地域の課題等を共有し、生徒たちに求められる資質・能力を育成する取組を地域の人的・物的資源を活用しながら実施することで、生徒の社会的・職業的自立につなげる。	高校教育課 特別支援教育課
	県立工業高校産業人材育成事業	インターンシップの推進や企業人の招へい等により、高度な技術や実践的なものづくり技能を持つ人材を育成する。	高校教育課
	専門高校生実践力向上事業	高校生産業教育フェアやものづくりコンテストの実施及び資格取得・GAP認証取得等の取組により、生徒の得意技を磨き、実践的で専門的な職業人として地域の担い手となる人材を育成する。	高校教育課
	高校生みらい支援事業 (進路支援コーディネーターの配置)	県立高校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯生徒及び就学困難な生徒に対する進路保障の強化を図る。	高校教育課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

3 青少年の社会的自立、社会参画をめざす

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)キャリア教育の推進	中学生の進路選択支援	中学生に対して、県立高等学校の学校紹介、施設見学、授業見学、進路相談等を行う。	高校教育課
	警察職員による大学講義(キャリア教育支援講義)	対象大学において、県警の幹部職員が、学生に対し、県警の取組や学生に身近な問題・トラブル等について講義を行い、治安情勢や警察活動に対する学生の理解を深め、学生の職業観・勤労観を形成する。	警察本部 警務課
(2)就労支援の充実	若者自立相談事業(再掲)	進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促す。	青少年育成課
	ふれあい看護体験事業	高校生に、希望する病院での1日看護体験(施設見学や看護師の仕事を経験)をしてもらうことで、看護師等養成施設への進学意欲を高める機会とする。 (県看護協会への補助事業)	医療指導課医師・ 看護職員確保対策室
	みんなで話そう看護の出前授業事業	看護職の仕事やいのちの大切さなどの講話を通して、いのちの尊さへの理解を深めるとともに、看護師等養成施設への進学意欲を高める。 (県看護協会への補助事業)	医療指導課医師・ 看護職員確保対策室
	「介護の仕事」理解促進事業	「介護の仕事」に対する正しい理解の促進や、職業の選択肢としての動機づけのため、介護事業者、学校と連携して施設見学、就業体験などを行う。	高齢者地域 包括ケア推進課 介護人材確保対策室
	若者就職支援センター事業	個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会等を実施し、将来に向けた進路選択や、その他の就職、定着に至るまでをきめ細かに支援する。	労働政策課
	若者県内就職促進事業	求人情報だけでは伝わらない本県の企業の魅力、経営者や採用担当者の想い等を県内外の若者に伝えマッチングに結び付けられるよう、Webの力も活用し、求職者と地元企業との出会いの場の提供やインターンシップ実施等、県内企業と若者の接点づくりを強化する。	労働政策課
	若者自立支援事業	若者サポートステーションにおいて、若年無業者等を対象に、心理相談、グループワーク、就労体験等を実施し、職業的自立を支援する。	労働政策課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

3 青少年の社会的自立、社会参画をめざす

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)就労支援の充実	ものづくり技能継承事業	ものづくり技能の重要性や素晴らしさを県民、特に若年者に広く発信することで、ものづくりへの関心を持ってもらい、若年者が将来ものづくり技能者を目指す動機付けを図る。	職業能力開発課
	高等技術専門学校職業訓練費	県内7か所の高校技術専門学校において、新規学卒者や離転職者等を対象に、職業に必要な技能を習得するための職業訓練を実施し、就職に結びつける。	職業能力開発課
	求職者技能習得訓練費	民間の教育訓練機関等に委託して、介護分野や一般事務分野等の職業訓練を実施し、離職者の再就職の促進を図る。	職業能力開発課
	進路指導の充実	生徒の能力、適性、興味、関心等を踏まえた適切な進路指導の充実を図る。	高校教育課
	中途退学者への情報提供	中途退学した生徒に対して、次の進路を支援するため、高校卒業程度認定試験や各種学校、就職についての情報を提供する。	高校教育課
	県立工業高校産業人材育成事業(再掲)	インターンシップの推進や企業人の招へい等により、高度な技術や実践的なものづくり技能を持つ人材を育成する。	高校教育課
	特別支援学校技能検定事業	県立特別支援学校高等部生徒の就職意欲を高めるとともに、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する技能検定を実施する。	特別支援教育課
(3)社会参画の推進	特別支援学校生徒ICT活用就職支援事業	特別支援学校高等部生徒の就職意欲の一層の向上を図り、障がいのある生徒の自立と社会参加の促進につなげるため、ICTを効率的に活用し企業等のニーズに対応した職業教育やテレワーク実習を実施する。	特別支援教育課
	税務広報	県民の納税意識の向上を図る観点から、様々な広報活動を実施する(租税教室の実施など)。	税務課
	福岡県青少年育成県民会議事業 少年の主張福岡県大会	中学生が日常生活を通じて日頃考えていることを広く社会に訴えることにより、同世代の少年に社会の一員としての自覚を促し、青少年の健全育成に対する県民の理解と協力を深める。	青少年育成課
	ボランティア活動支援事業	ボランティア団体等の活動支援のための助成、ボランティアスキルアップ研修の開催、及び「ふくおかきずなフェスティバル」の開催を行う(県社会福祉協議会への補助事業)	福祉総務課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

3 青少年の社会的自立、社会参画をめざす

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)社会参画の推進	ボランティア振興事業	福祉教育セミナーの開催など福祉教育推進事業、「みんなが主役の元気な地域づくりセミナー」の開催など養成・研修事業、及び広報紙「ふくおかのふくし」発行など広報・啓発事業を行う(県社会福祉協議会への補助事業)	福祉総務課
	若年層向け選挙啓発事業	若年層が政治に関心を持ち、選挙に積極的に参加するよう、人材を養成する。	市町村支援課
	こどもエコクラブ活動促進事業	幼児から高校生までを対象としたこどもエコクラブの活動を促進し、子どもたちが自発的、継続的に環境学習、環境活動を行う機会を提供する。	環境政策課
	地域人づくり促進事業	地球温暖化対策、3Rの推進、自然共生分野に関して、地域の実情に応じた事業を実施し、子どもたちを含めた地域住民や事業所の環境意識の醸成を図り、地域の環境活動の担い手を育成する。	環境政策課
	環境教育副読本作成事業	小学校高学年を対象とした環境教育副読本を作成、配布する。	環境政策課
	こども3R学習事業	夏休み期間中にリサイクル施設の見学会等を実施し、子どもたちに3Rの学習の機会を提供する。	循環型社会推進課
	生物多様性保全推進事業	生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供する「生物多様性情報総合プラットフォーム(ホームページ)」等で普及・啓発を行う。	自然環境課
	ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進	自らを豊かにし、進んで他に奉仕しようとする態度を育てる勤労生産やボランティア精神を養う体験活動を推進する。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
(4)ジェンダー平等・男女共同参画の推進	男女共同参画センター社会参画環境整備事業(あすばる男女共同参画フォーラム)	県男女共同参画の日(11月第4土曜日)に、福岡県男女共同参画表彰表彰式や、男女共同参画に関する県民活動の交流、意識啓発を図るための講演、シンポジウム、活動団体の発表等を行う。	男女共同参画推進課
	男女共同参画センター情報・調査事業(情報誌の発行)	男女共同参画に関する情報及び啓発記事等を掲載する情報誌を発行し、大学等に提供する。	男女共同参画推進課
	性の多様性に関する理解促進事業	性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。	人権・同和対策局 調整課

II 施策一覧

柱I 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

3 青少年の社会的自立、社会参画をめざす

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)ジェンダー平等・男女共同参画の推進	男女共同参画教育の推進(再掲)	小・中学校においては、各教育事務所における研修会や校内研修で「男女共同参画教育指導の手引」を活用することにより、豊かな心、性差の正しい認識、自立する力、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進する。 県立高等学校においては、男女がお互いを尊重し合い、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てる。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
	心身障がい児療育キャンプ事業	重症心身障がい児療育キャンプ、ダウン症児療育キャンプ、自閉症児療育キャンプ、心身障がい児療育訓練、肢体不自由児海・山のキャンプ等療育訓練を行う。	障がい福祉課
(5)特別支援教育の推進	高等学校等特別支援教育推進事業	県立高校等に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対し、介助及び学習支援を行う。	特別支援教育課
	高等学校等通級指導推進事業	発達障がい等困難のある生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、通級指導教員を配置し適切な指導や支援を行う。	特別支援教育課
	障がい児理解啓発推進事業	特別支援学校における交流及び共同学習を実施する。	特別支援教育課
	自立と社会参加に向けた体験学習推進事業(再掲)	県立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、障がいの種類や状態等に応じた多様な体験学習を実施することで、各教科における学習内容の理解を深める。	特別支援教育課
	特別支援学校技能検定事業(再掲)	県立特別支援学校高等部生徒の就職意欲を高めるとともに、企業等に雇用を促すため、企業団体と連携して開発した認定資格を授与する技能検定を実施する。	特別支援教育課
	特別支援学校専門スタッフ強化事業	特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性の向上と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中学校等に在籍する障がいのある子どもに対する相談・支援機能の充実を図る。	特別支援教育課
	県立学校等医療的ケア体制整備事業	医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍する県立学校において、看護職員を配置するとともに、研修等による市町村(教育委員会及び学校)への支援や医療的ケアガイドラインの策定・周知を通して、学校における医療的ケアを必要とする児童生徒等が、安全に教育を受けられる環境の充実を図る。	特別支援教育課
	発達障がい児等教育継続支援事業	発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した教育的支援を受けられるよう外部専門家による巡回相談等を実施する。	特別支援教育課

II 施策一覧

柱Ⅰ 全ての青少年の「生き抜く力」の育成

3 青少年の社会的自立、社会参画をめざす

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(5)特別支援教育の推進	障がい児巡回就学相談事業	障がいのある児童生徒の適切な就学先決定のため、地域の人々を対象とする講演会や就学前幼児の保護者を対象とする就学相談を行う。	特別支援教育課
	特別支援学校生徒ICT活用就職支援事業(再掲)	特別支援学校高等部生徒の就職意欲の一層の向上を図り、障がいのある生徒の自立と社会参加の促進につなげるため、ICTを効果的に活用し企業等のニーズに対応した職業教育やテレワーク実習を実施する。	特別支援教育課
(6)不登校、ひきこもり等に対する取組の推進	不登校・ひきこもりサポートセンター事業	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの児童生徒、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行う。	政策課
	不登校児童生徒社会的自立支援事業	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、学校関係者によるネットワーク会議を設置し、不登校の児童生徒の社会的自立支援や不登校の未然防止、不登校対策に関わる人材育成などに取り組む。	政策課
	学習支援センター支援事業	高校の不登校・中途退学対策として、学業不振や学校不適応に悩む生徒、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に、学習の場を提供し、学業の継続を支援する学習施設の運営に対して助成する。	私学振興課
	フリースクール支援事業	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールの活動を支援するため、一定の財政支援を行う。	私学振興課
	若者自立相談事業(再掲)	進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促す。	青少年育成課
	ひきこもり対策推進事業	ひきこもり支援の核となる機関として、「ひきこもり地域支援センター」及び「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を設置し、相談対応、訪問支援、関係者への研修、関係機関との連携会議等を実施する。	健康増進課こころの健康づくり推進室
	いじめ・不登校総合対策事業	楽しく学べる学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実及びスクールカウンセラー等の専門家や関係機関等との連携・協働により、いじめ・不登校の予防・解消を図る。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

1 グローバル社会で活躍をめざす青少年を応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)世界にはばたく青少年の応援	海外福岡県人会と連携した国際人財育成事業	県内の大学生等を海外の福岡県人会(企業県人会)に派遣し、海外ビジネスに携わる県人会会員の協力を得て海外でのビジネス体験の機会を与えることにより、海外でも主体的に考え、行動することができる国際人材を育成する。	国際政策課
	友好提携地域との高校生交流事業(英語コンペ・ディスカッション)	選抜された県内およびバンコク都の高校生を県内に集めて、合同合宿(講義、ディスカッション、フィールドワーク、発表、全て英語)を実施。 県内高校生をバンコク都へ派遣し、現地での視察や合宿での課題解決策の検証などを実施。 ※まずはバンコク都と事業を実施し、その結果を踏まえて他の提携地域への拡大を検討。	国際政策課
	国連ハビタットと連携した国際協力人財育成事業	県内企業の若手経営者や大学の若手研究者等を開発途上国に派遣し、現地の課題や国連ハビタットの取組等を体験させることにより、自社や大学が有するノウハウ・技術を用いて途上国の課題解決に貢献できる人材を育成する。	地域課
	世界に打って出る若者育成事業	県内の高校・大学等が主催する海外体験プログラムに参加する生徒・学生への支援を通して、国際的な視野を備え、地域はもとより世界を舞台に活躍する青年を育成する。	政策課
	内閣府青年国際交流事業への県内青年の派遣	内閣府実施の青年国際交流事業へ県内青年を毎年派遣し、外国青年との交流による相互理解を深め、広い国際的視野と国際協力の精神を養い、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年を育成する。	政策課
	アンビシャス外国留学支援事業	国際的に活躍する人材の育成を推進するため、外国大学へ留学する福岡県内の青少年を対象に奨学金を支給する。	政策課
	Stanford e-Fukuoka プログラム事業	高校生を対象に、米国スタンフォード大学が開発・運営する異文化理解教育プログラムを本県仕様した英語による教育プログラムをオンラインにより実施し、ハイレベルな学びの機会を提供する。	私学振興課

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

1 グローバル社会で活躍をめざす青少年を応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)世界にはばたく青少年の応援	青少年アンビシャスの翼事業	県内の青少年を海外の国際ワークキャンプに派遣し、海外の青少年と寝食を共にしながら、海外で現実に行き詰っている課題に対し、多様な国の人々と協働し、自ら考え乗り越えていくことで、国際力を身につけた21世紀を担うたくましい青少年を育成する。	青少年育成課
	福岡県グローバル青年の翼事業	県内の企業等の活動拠点がある諸外国に青年を派遣し、海外の現状を体感、認識させるとともに、現地で活躍する人々との交流等を通じて、国際的視野を備えた青年リーダーを育成する。	青少年育成課
	青少年国際スポーツ交流事業(再掲)	友好提携都市である中国・江蘇省で開催される国際青少年サッカー大会に選手を派遣し、スポーツを通じた青少年交流を実施する。	青少年育成課
	青少年囲碁交流事業(再掲)	囲碁を通じて、青少年が目標へ挑戦する心や洞察力、礼節を重んじる心を育むとともに、外国の青少年と切磋琢磨させることにより、幅広い視野を持ったたくましい青少年を育成するため、福岡県青少年囲碁大会(県内大会、江蘇省との交流大会)を開催する。	青少年育成課
	世界に挑む人材育成事業	世界を舞台に活躍するために、海外留学に関する情報提供を行うとともに、短期留学に対し経済的な支援を行う。	高校教育課
(2)外国語能力の向上	高校生イングリッシュ・キャンプ	福岡女子大学において、県内外の女子高生を対象に、全英語の授業、留学生との料理交流会等、大学内での1泊2日のキャンプを実施し、異文化への理解を深めるとともに、留学意欲の向上を図る。	政策課
	外国青年招致事業	英語を母国語とする青年を外国から招致し、小学校、中学校、高校において英語学習のティームティーチングを実施し、コミュニケーション能力を高める。	高校教育課 義務教育課
	グローバル化に対応した英語教育推進事業	小学校教員及び中・高等学校英語教員の英語力・指導力を高めるとともに、小・中・高で一貫性のある英語教育を実施し、英語力や英語で積極的にコミュニケーションを図る態度を身に付けた人材を育成する。	高校教育課 義務教育課

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

1 グローバル社会で活躍をめざす青少年を応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)異文化理解力・対応力の向上	青少年国際理解促進支援事業	県内の小・中・高等学校等において、青年海外協力隊経験者や留学生等が、自らの体験を紹介する講座を通じ、青少年の異文化理解や国際感覚の醸成を図る。	国際政策課
	国際交流センター運営事業 (アジア友好交流事業、海外留学情報提供事業)	アジアとの交流事業や海外留学説明会を実施している国際交流センターへの補助を行う。	国際政策課
	県人会担い手育成招へい事業	福岡県出身者が移住し、県人会を設立している国から県人会子弟を招へいし、同年代の子どもたちとの交流や日本文化体験などを通して福岡、日本に対する関心を高め、理解を深めてもらうことにより、将来の県人会を担う中核人材として育成する。	国際政策課
	アジア太平洋こども会議・イン福岡事業	アジア太平洋諸国・地域から毎年こども大使ら約300人を福岡に招聘し、学校訪問、ホームステイ、キャンプ等の事業を行うことにより、相互理解の促進と友情を育み、国際感覚溢れる青少年を育成する。	政策課
	三公立大学法人における異文化交流	三公立大学法人において、海外大学との学術交流、外国人留学生の受入れなどを促進し、異文化交流の機会拡大を図る。	政策課
	青少年国際スポーツ交流事業(再掲)	友好提携都市である中国・江蘇省で開催される国際青少年サッカー大会に選手を派遣し、スポーツを通じた青少年交流を実施する。	青少年育成課
	青少年囲碁交流事業(再掲)	囲碁を通じて、青少年が目標へ挑戦する心や洞察力、礼節を重んじる心を育むとともに、外国の青少年と切磋琢磨させることにより、幅広い視野を持ったたくましい青少年を育成するため、福岡県青少年囲碁大会(県内大会、江蘇省との交流大会)を開催する。	青少年育成課
(4)郷土の魅力を学ぶ活動の推進	「京築かるた」を活用した「ふるさと講座」の実施	小学生を対象に、地域の魅力を読み札にした「京築かるた」を活用し、歴史や文化についての講義やグループワークを実施することで、子どもたちの京築地域への郷土愛を醸成する。	広域地域振興課

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

1 グローバル社会で活躍をめざす青少年を応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)郷土の魅力 を学ぶ活動の 推進	田川飛翔塾	将来、様々な分野でリーダーとして活躍する人材を育成するため、地域の中学2年生を対象に、各界の第一線で活躍されている講師陣による講義や社会見学等を内容としたサマースクールで、地域のリーダーとしての資質をみがき、社会性を身につけてもらう人材育成プログラムを実施し、地域全体で将来を担う人材を育む。	広域地域振興課 青少年育成課
	ちよっくら未来づくりラボ (再掲)	地域特性である「ものづくり(産業)」に関連する資源を活用した人材育成スクールで、体験を通じた学習により子どもたちの学ぶ意欲を育むとともに、地域の魅力を学び、子どもたちの地域への愛着と誇りを醸成する。	広域地域振興課
	県人会担い手育成事業 (日本語教育)	県人会の子弟に向けて、オンライン上で日本語教室を実施し、日本語を学びながら福岡を知ってもらうことで、ルーツ福岡への関心や愛着を持ってもらい、県人会活動の活発化、会員数の維持・増加に繋げる。	国際政策課
	明治日本の産業革命遺産 世界遺産キッズアカデミー	世界遺産の構成資産が所在する北九州市、大牟田市、中間市の小学生を対象とした世界遺産を学ぶオンライン連続講座で、各児童から地元の資産を紹介する発表会等も実施する。	文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室
	「神宿る島」宗像・沖ノ島と 関連遺産群 世界遺産楽習 帳を活用した小中学生向け 学習プログラム	遺産群を来訪する小中学生向けに楽しみながら遺産群を学べることをテーマとして制作した「世界遺産楽習帳」を活用し、小中学生向けの解説動画の制作や体験型学習プログラムを実施する。	文化振興課 九州国立博物館・世界遺産室
	福岡県グローバル青年の翼 事業(再掲)	県内の企業等の活動拠点がある諸外国に青年を派遣し、海外の現状を体感、認識させるとともに、現地で活躍する人たちの交流等を通じて、国際的視野を備えた青年リーダーを育成する。	青少年育成課

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

2 青少年の新たなチャレンジを応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)次世代の 競技者や 芸術家の応援	アクロス福岡事業(再掲)	「アクロス福岡」において、プロのヴァイオリニストを目指す子どもたちを対象としたセミナーの開催やセミナー卒業生を対象としたステップアップの場である「アクロス弦楽合奏団」の提供など、育成から活動の場の提供まで長期にわたって若手芸術家を支援する。また、ウェブサイト「アクロスおでかけナビ」において若手芸術家の公演等の広報などに取り組む。	文化振興課
	能楽振興事業	大濠公園能楽堂において、子どもや能楽に親しんだことのない若者等を対象として能楽入門講座を開催し、能楽を継承する担い手の確保・育成に取り組む。	文化振興課
	九州芸文館事業	九州芸文館において、絵画、彫刻、陶芸等を学ぶ講座の開設や一定期間、国内外の芸術家が滞在して活動等を行うアーティスト・イン・レジデンスに取り組む。また、文化芸術活動を支える人材を育成するため、博物館活動に興味があり、アートコーディネーター等を目指そうとしている人を対象とした研修会を開催する。	文化振興課
	障がい者アスリート強化拠点事業	水泳競技において世界で活躍できる障がい者アスリートを継続的に輩出するために、指導者養成や、特別支援学校などを活用した測定会、強化練習会などを実施する。	スポーツ振興課
	福岡県障がい者スポーツ大会	従前、「身体障がい者体育大会」と「ときめきスポーツ大会」として実施していた2大会を統一大会とし、「福岡県障がい者スポーツ大会」として、障がいの種別を超えた県内最大級の大会として実施する。	スポーツ振興課
	福岡県パラスポーツタレント発掘事業	潜在的な運動能力を持つ障がい者を発掘・育成する仕組みを構築し、本県から世界で活躍できるパラアスリートを継続的に輩出するため、協議会を設立。県内の特別支援学校等を対象に、パラスポーツタレントを発掘する測定会・体験会を実施。	スポーツ振興課
	アーバンスポーツ普及促進事業	スケートボード競技及びBMX競技の指導者養成講習会並びに実地研修を開催。県内市町村において実施するスケートボード競技及びBMX競技のスポーツ教室に対する補助を実施。	スポーツ振興課

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

2 青少年の新たなチャレンジを応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)次世代の競技者や芸術家の応援	ふくおかアスリート育成強化事業	ジュニアアスリートの育成強化を図るため、競技団体が定期的に行う技術指導講習会や、県内の優秀な高校生の海外遠征等に要する経費等の助成を行う。また、本県独自の女性アスリート育成強化システムの確立を図るため、女子競技の育成環境整備、女性トップレベル選手の招聘、女性指導者の資質向上を目的としたコーチサミット等を実施する。	体育スポーツ健康課
	タレント発掘事業	子どもたちがスポーツにふれあう機会や世界で活躍できる機会を創ることを目的とし、自己の能力に気づいていない子どもたちを「見つけ」「育てる」とともに自分にあった競技を探し「活かす」ために3つのプログラムを実施する。	体育スポーツ健康課
	小中学生発掘・強化事業	県民に夢や希望を与えるアスリートを輩出することを目的に、競技団体が実施する小中学生選手発掘活動や、計画的・継続的な強化合宿や遠征等に係る経費を支援する。	体育スポーツ健康課
	トップアスリート育成強化事業	県内の優秀な中・高校生アスリートの海外遠征等に要する経費等を支援する。	体育スポーツ健康課
	女性アスリート遠征合宿・活性化事業	女性アスリートの育成強化システムの確立を図るため、遠征合宿や大会参加に係る経費の支援、また、育成環境整備、女性トップ選手の招聘、女性コーチの招聘や研修会の開催による指導者養成等を行う。	体育スポーツ健康課
	一貫指導システム構築事業	中央競技団体と連携し、世界に通用する一貫指導システムの構築を図るため、県内指導者の中央への派遣や優秀な指導者の招聘を通じた指導者の育成等を行い、質の高いコーチングを受けることができる環境を整備する。	体育スポーツ健康課
(2)個性や能力を伸ばそうとする青少年の応援	未来技術分野での青少年交流・育成事業	AI、IoT、ロボット等の未来技術分野を専攻する福岡県とバンコク都の学生を相互に派遣し、海外を視野に入れたキャリア形成意欲の向上を図るとともに、国際的な視野を持った青少年の育成を図る。	地域課
	高校生チャレンジ応援プロジェクト事業	チャレンジしたいことがある高校生(個人・グループ)に対し、専門家のアドバイスや資金援助を行い、高校生のチャレンジ実現を応援する。	青少年育成課

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

2 青少年の新たなチャレンジを応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)個性や能力を伸ばそうとする青少年の応援	次世代の科学技術を担う人材育成事業	科学技術に関するコンテストを実施し、「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」などの全国大会で入賞できる能力を養うとともに、科学技術系人材の裾野を広げ、将来、国際社会で活躍できる優秀な人材を育成する。	高校教育課 義務教育課
	ICTを活用した教育推進事業(再掲)	これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、教員のICT活用指導力向上に関する研修、ICTを活用した先進的教育モデルの研究、プログラミング教育の充実に向けた取組や普及啓発を行う。	高校教育課 義務教育課
	「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業	福岡県独自の指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」の実践を通して、子どもの学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心等を育成するとともに、その成果を県内に普及する。	義務教育課
(3)次世代のリーダーとなる青少年の応援	田川飛翔塾(再掲)	将来、様々な分野でリーダーとして活躍する人材を育成するため、地域の中学2年生を対象に、各界の第一線で活躍されている講師陣による講義や社会見学等を内容としたサマースクールで、地域のリーダーとしての資質をみがき、社会性を身につけてもらう人材育成プログラムを実施し、地域全体で将来を担う人材を育む。	広域地域振興課 青少年育成課
	日本の次世代リーダー養成塾事業	豊かな経験と広い視野を持ち、世界で活躍できる能力を持ったリーダーを育成するために、全国の高校生を対象に13泊14日の合宿を実施。教養、ビジネス、国際、各種演習など多彩な講義を行う。	青少年育成課
	青少年アンビシャスの翼事業(再掲)	県内の青少年を海外の国際ワークキャンプに派遣し、海外の青少年と寝食を共にしながら、海外で現実に起きている課題に対し、多様な国の人々と協働し、自ら考え乗り越えていくことで、国際力を身につけた21世紀を担うたくましい青少年を育成する。	青少年育成課
	未来の地域リーダー育成プログラム事業	複数の市町村と協力し、中学生を対象に、地域に縁のある企業経営者による講義やグループワークなどの将来地域のリーダーとして活躍する人材を育成するプログラムを展開する。	青少年育成課

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

2 青少年の新たなチャレンジを応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)次世代のリーダーとなる青少年の応援	福岡県グローバル青年の翼事業(再掲)	県内の企業等の活動拠点がある諸外国に青年を派遣し、海外の現状を体感、認識させるとともに、現地で活躍する人たちの交流等を通じて、国際的視野を備えた青年リーダーを育成する。	青少年育成課
	高校生知の創造力育成セミナー事業	九州大学との連携により、生徒の課題解決能力の育成と教員の指導力養成を目的にしたセミナー(プレセミナー・合宿)を実施する。	高校教育課
(4)様々な分野で担い手となる青少年の応援	私立学校ものづくり実践教育事業(再掲)	私立高校生を対象に、企業と連携し、ものづくりを支える専門的職業人材や地域ニーズに応じた職業人を育成する。	私学振興課
	職業実践専門課程促進事業(再掲)	「職業実践専門課程」として国に認定された学科を設置する専門学校に対して企業等と共同で編成したカリキュラムによる職業実践教育に必要な経費等を助成し、企業等が求める人材の育成を図る。	私学振興課
	福祉系高校修学資金貸付事業	福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す生徒で、県内での就職を希望している者に修学資金を貸与し、その修学を容易にすることで、介護福祉士の養成及び確保を図る。(県から県社会福祉協議会に対し貸付原資を交付し、県社会福祉協議会が貸付事業を実施)	高齢者地域 包括ケア推進課 介護人材確保対策室
	産業・企業や地域のニーズを踏まえた人材育成の推進	デジタル、グリーン、新たな成長分野やその関連産業・企業等で県民が幅広く活躍できるよう、関係機関と連携して産業・企業ニーズを的確にとらえ、産業政策と一体となった人材育成を推進する。	労働政策課
	人材不足分野での人材確保・育成・定着に向けた支援	介護・福祉、建設、運輸、農林水産等の分野で働くことの魅力を知る機会を提供するとともに、業界の基礎知識・専門知識等を身に付けスキルアップにつながる講座を実施する。また、職場体験等実習型の就業機会を増やすとともに、就職後の定着に向けた相談支援の提供等を行う。事業者向けに、事業所との魅力向上に向けた支援を提供するとともに、求職者との出会いの場の提供を行う。	労働政策課
	高等技術専門学校職業訓練費(再掲)	県内7か所の高校技術専門学校において、新規学卒者や離職者等を対象に、職業に必要な技能を習得するための職業訓練を実施し、就職に結びつける。	職業能力開発課
	求職者技能習得訓練費(再掲)	民間の教育訓練機関等に委託して、介護分野や一般事務分野等の職業訓練を実施し、離職者の再就職の促進を図る。	職業能力開発課

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

2 青少年の新たなチャレンジを応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)様々な分野で 担い手となる 青少年の応援	デジタル・グリーン人材育成	デジタル、グリーンといった新たな成長分野等においても、ICT・IoTといった最新の技術を活用し、デジタル化による変革を担うことのできる専門人材やICTリテラシーの高い人材の育成を行う。また、IT技術者を育成するための訓練科目を拡充すると共に、自動車産業の急速な技術開発に対応した訓練カリキュラムへの見直しを行う。	職業能力開発課
	ベンチャー起業家育成事業	大学生の起業意欲を高めるとともに、ベンチャー企業の人材採用の一助とするため、ベンチャー企業経営者を大学へ講師として派遣し、出前講座を実施する。	新事業支援課
	ブロックチェーン技術ワークショップの開催	ブロックチェーン企業や理工系学部が集積している飯塚市において、大学生向けワークショップを開催し、ブロックチェーンの要素技術開発が可能な技術者を養成する。	新産業振興課
	Rubyを活用した実践的な高校生向けプログラミング教育事業	ITエンジニアの職業に興味のある高校生を対象に、実践的なプログラミング教育を実施し、高度IT人材を育成する。	新産業振興課
	スプリングを活用した小・中学生向けプログラミングコンテストの開催	小学生・中学生を対象に、学校でのプログラミング教育を通して習得した知識や技能を発揮し、プログラミングへの更なる意欲を醸成する場として、スプリングを活用したオリジナル作品のコンテストを開催し、高度IT人材を育成する。	新産業振興課
	若者の農林漁業参入定着支援費	求人者と求職者をつなぐ「福岡県農林漁業就業マッチングセンター」を活用し、就業斡旋を行い、意欲ある参入希望者の就業を支援する。	経営技術支援課 後継人材育成室
	若者の農業参入定着支援費	就農希望者への情報発信や農業次世代人材投資資金の交付等により、農外からの意欲ある参入者が就農・定着できるよう支援し、新規就農者を確保する。	経営技術支援課 後継人材育成室
	農業大学校機能強化費	経営感覚に優れた農業者を育成するため、農業大学校のカリキュラムなど教育体制を見直すとともに、農業者に対するリカレント教育を実施する。	経営技術支援課 後継人材育成室
	農大就農支援・教育体制強化費	農業大学校においてGAPの知識や実践力を身に付けた次世代農業者の育成を図る。	経営技術支援課 後継人材育成室

II 施策一覧

柱II 未来を切り拓く青少年の応援

2 青少年の新たなチャレンジを応援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)様々な分野で 担い手となる 青少年の応援	森林経営管理推進費	林業従事者に対し、安全な伐採技術や崩れにくい作業道の作設等の実践的な研修や労働安全研修を実施する。	林業振興課
	林業イノベーション推進事業	苗木生産者に対し、林業用苗木(コンテナ苗)の技術研修を開催する。	林業振興課
	明日を担う漁業者育成事業費	次代の漁業を担う経営感覚のある漁業者の育成及び新規就業者の確保を図る。	水産振興課
	県立工業高校産業人材育成事業(再掲)	インターンシップの推進や企業人の招へい等により、高度な技術や実践的なものづくり技能を持つ人材を育成する。	高校教育課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

1 困難な状況に応じて支援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)障がいのある青少年への支援	障がい者文化芸術活動推進事業	「ふくおか県障がい児者美術展」の開催をはじめ、市町村とも連携し、障がいのある人の創作活動・発表機会の拡大を図る。	文化振興課
	小児慢性特定疾病児童等レスパイト支援事業	在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるよう受入体制を整備するとともに、受入に必要な費用を負担する。	がん感染症疾病対策課
	重度障がい者医療費支給制度	重度障がい者の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を容易に受けられるように、医療保険の自己負担分を公費で負担するもの。	障がい福祉課
	障がい児通所支援事業	未就学の障がいのある子どもに対し、食事や移動訓練等の日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を実施する。就学中の障がいのある子どもに対し、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を実施する。保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を実施する。	障がい福祉課
	障がい児等療育支援事業	在宅の心身障がい児(者)のライフステージに応じた地域生活を支援するため、障がい児(者)施設の有する機能を活用し、身近な地域で療育指導を行う。また、身近な地域で適切な療育支援を受けることができるよう医療機関と契約し、療育支援ができる事業所を新設する。	障がい福祉課
	自立支援医療(育成医療)	身体に障がいのある児童または放置すれば障がいを残すおそれがある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療費の支給を行う。	障がい福祉課
	心身障がい児早期訓練事業	心身障がい児及び肢体不自由児を対象に専門医の指導、専門トレーナーの訓練により、早期発見、早期訓練を行い障がいの軽減を図る。	障がい福祉課
	心身障がい児療育キャンプ事業(再掲)	重症心身障がい児療育キャンプ、ダウン症児療育キャンプ、自閉症児療育キャンプ、心身障がい児療育訓練、肢体不自由児海・山のキャンプ等療育訓練を行う。	障がい福祉課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

1 困難な状況に応じて支援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)障がいのある青少年への支援	短期入所事業	保護者が疾病等の理由によって家庭介護が困難になった場合、一時保護を必要とする障がい児(者)を保護する事業。	障がい福祉課
	発達障がい児の保護者向け研修会・交流会	発達障がいの子どもの育てる保護者に対し、発達障がいの特性や子どもとの関わり方等についての講座を開催するとともに、保護者同士が、互いの悩み等を語り合い、支援をシェア交流会を併せて開催する。	障がい福祉課
	発達障がい地域支援マネージャー派遣事業	発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、地域の関係機関との協力支援体制を構築	障がい福祉課
	ホームヘルパー派遣事業	障がいのため、日常生活を送るのに困難な家庭に対して、ホームヘルパーを派遣して適切な家事、介護等の便宜を供与する。	障がい福祉課
	療育医療	結核罹患児童に対して医療と学習及び療養生活に必要な物品の支給を行う。	障がい福祉課
	発達障がい者支援センター運営事業	発達障がいに関する専門的な支援を行う拠点として、県内4地域に発達障がい者支援センターを設置し、心理検査の実施や障がいの状況に応じた関わり方・家庭での訓練方法についての助言・指導、普及啓発などを、関係機関と連携して実施する。	障がい福祉課
	障がい者就業・生活支援事業	障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置して、就職や職場への定着が困難な障がいのある人及び就業経験のない障がいのある人に対し、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行う。 また、特別支援学校生徒を対象とした就職準備講座や技能見学会等による就職支援を行う。	新雇用開発課
障がい者職業訓練 障がい者職域拡大支援事業	障がいのある人が働くために必要な技能を習得するための職業訓練を実施する。	職業能力開発課	
(2)貧困等の状況にある青少年への支援	学習サポート事業(再掲)	福岡県立大学において、学生を筑豊地域の市町村等が行う補充学習に紹介し、小・中学生の学習支援を行うことで、子どもの学力向上を図る。	政策課
	私立専門学校修学支援事業	国からの委託を受け、私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った生徒に対して助成を行う。	私学振興課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

1 困難な状況に応じて支援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2) 貧困等の状況にある青少年への支援	私立高等学校等学校納付金軽減補助金	生活保護世帯等に対して学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付する。	私学振興課
	私立高等学校等就学支援金交付金	授業料について、一定の所得未満の世帯の高校生等に対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、所得に応じて軽減を図る。	私学振興課
	私立高校生等奨学給付金事業	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給する。	私学振興課
	私立学校授業料等減免補助金	学ぶ意欲のある生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、私立専門学校が行う住民税非課税世帯等の生徒を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成を行う。	私学振興課
	放課後児童クラブ利用料減免事業	生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、市町村が実施する生活保護世帯等に対する放課後児童クラブの利用料減免に要する経費の一部を助成する。	青少年育成課
	介護福祉士修学資金等貸付事業	介護福祉士及び社会福祉士の資格取得を目指す学生のうち、県内での就職を希望している者に修学資金を貸与し、その修学を容易にすることで、介護福祉士等の養成及び確保を図る。(県から県社会福祉協議会に対し貸付原資を交付し、県社会福祉協議会が貸付事業を実施)	高齢者地域 包括ケア推進課 介護人材確保対策室
	母子・父子福祉団体に対する支援	地域において相談事業や情報提供等を行う母子・父子福祉団体の活動に対する支援を行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を図る。	児童家庭課
	子ども医療費支給制度	子ども医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図る。	児童家庭課
	児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給する。	児童家庭課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

1 困難な状況に応じて支援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)貧困等の状況にある青少年への支援	特別児童扶養手当	児童の福祉の増進を図ることを目的として、精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給する。	児童家庭課
	ひとり親家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭の親子、父母のいない子どもを対象に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の健康の増進、生活の支援の充実に図る。	児童家庭課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親等が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などの支援が必要となるときに、市町村が家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等の支援を行う日常生活支援事業の実施を促進する。	児童家庭課
	ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の児童を対象に大学生等のボランティアを派遣し、児童の学習支援を行うとともに、児童の進学相談等を行う。	児童家庭課
	ひとり親サポートセンター事業	ひとり親家庭等を対象に、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行う。 児童扶養手当受給者を対象に、自立支援計画書(自立支援プログラム)を作成し、一人ひとりに合った支援方法を選択することにより、プログラムの内容に沿って就職までアドバイスと支援を行う。	児童家庭課
	住居費の支援	自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居費の貸付けを無利子で行う。	児童家庭課
	養育費の確保	ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、ひとり親サポートセンターにおいて、専門相談員による養育費の取決めや養育費の確保策等の電話相談を行うとともに、より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による無料法律相談を実施する。 ひとり親サポートセンターへの来所が困難な方に対しては、弁護士による無料電話相談の開催や、県内18か所ある法律相談センターにおいて1時間無料で相談できるクーポンを発行する。	児童家庭課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

1 困難な状況に応じて支援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)貧困等の状況にある青少年への支援	公正証書作成等の支援	公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約の締結を支援することにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。	児童家庭課
	母子・父子家庭自立支援給付費	ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援を行う。	児童家庭課
	母子・父子自立支援員の設置	ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を行う。	児童家庭課
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行う。	児童家庭課
	母子生活支援施設短期利用事業	生活上の悩みを持つ母子家庭に対し、施設の利用による子育て、生活一般に関する相談支援を行う。	児童家庭課
	ヤングケアラーへの支援	家庭内のことで表に出にくいヤングケアラーの早期発見のために、学校や市町村の要保護児童対策地域協議会などの理解を深めるとともに、そこで把握した支援が必要な子どもを着実に福祉施策につなげる。	児童家庭課
	子ども支援オフィス事業	経済的に困窮している子育て世帯に対する電話や来所による相談受付のほか、訪問相談支援を行い、貧困状態からの脱却と貧困の連鎖防止を図る。	保護・援護課
	子どもの学習・生活支援事業	生活困窮世帯の児童(小中学生)を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアが、町村の施設において、児童の学習及び生活習慣改善支援等を実施する。	保護・援護課
	学習支援ボランティア人材バンク事業	県内で実施する「子どもの学習支援事業」に協力する学習支援ボランティアを県が一括して募集・登録し、ボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体等とのマッチングを行う。	保護・援護課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

1 困難な状況に応じて支援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2) 貧困等の状況にある青少年への支援	生活困窮世帯の子どもの進学支援事業	生活困窮世帯の子ども及びその保護者を対象に、大学等進学に向けた相談支援を行うとともに、教材等を提供する。	保護・援護課
	若者就職支援センター事業(再掲)	個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会等を実施し、将来に向けた進路選択や、その他の就職、定着に至るまでをきめ細かに支援する。	労働政策課
	中高年就職支援センター事業	ハローワークと連携した職業紹介、市町村との連携による出張相談や地元企業との出会いの場の提供等を行い、早期再就職を支援する。	労働政策課
	正規雇用促進企業支援センター事業	希望する方の正規雇用を促進していくために、企業に対して正規雇用への転換を促す。	労働政策課
	子育て女性就職支援センター事業	子育て中の女性等に対して、就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまで一人一人の状況に応じて一貫した就職支援を実施する。	新雇用開発課
	高等技術専門学校職業訓練費(再掲)	県内7か所の高校技術専門学校において、新規学卒者や離転職者等を対象に、職業に必要な技能を習得するための職業訓練を実施し、就職に結びつける。	職業能力開発課
	求職者技能習得訓練費(再掲)	民間の教育訓練機関等に委託して、介護分野や一般事務分野等の職業訓練を実施し、離職者の再就職の促進を図る。	職業能力開発課
	県営住宅への特別申込み(優遇制度)	ひとり親世帯(20歳未満の子を扶養する配偶者のいない世帯)に対し、抽選方式募集では県営住宅の入居申込みにおける抽選倍率を優遇し、ポイント方式募集では点数を付与する。	県営住宅課
	高校生みらい支援事業(進路支援コーディネーターの配置)	県立高校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯生徒及び就学困難な生徒に対する進路保障の強化を図る。	高校教育課
(3) 社会的養護の充実	里親委託の推進	様々な広報媒体や機会を活用し、里親制度の普及啓発を図るとともに、乳幼児期は特に家庭的な環境で養育されることが大切であることから、乳幼児に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親委託を推進する。	児童家庭課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

1 困難な状況に応じて支援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)社会的養護の充実	里親養育推進費	里親等に対し、虐待を受けた子どもとの関わり方など専門的な心理相談支援を行うとともに、委託前の児童との交流に要する経費を助成し、丁寧なマッチングを行うことにより、里親委託を推進します。	児童家庭課
	フォスタリング機能の整備	質の高い里親養育を行うため、NPO法人等を活用し、里親の開拓から研修、委託後のサポート・自立支援までを包括的に行うフォスタリング機能を整備する。	児童家庭課
	ファミリーホームの設置促進	代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員といった経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進する。	児童家庭課
	自立のための支援	就職や進学に必要な費用の一部負担や、就職やアパート賃貸の際に必要な保証人の確保等により、施設等の子どもが円滑に社会に巣立つことができるよう支援する。	児童家庭課
	児童養護施設退所者等自立支援費	自立前の「一人暮らし体験」の実施、子ども等に対する継続的な相談支援や状況把握を行う専任職員の配置、児童養護施設退所者等に対する心理支援の専門スキルを持つスタッフによる相談機能の強化等により、児童養護施設退所者等の円滑な自立を支援する。	児童家庭課
	自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)	施設等を退所し、就職する子どもなどに対して、自立援助ホームを活用し、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行い、円滑な自立を支援する。	児童家庭課
	社会的養護自立支援事業	施設等で生活している子どものうち、18歳到達後も引き続き支援が必要な場合に、22歳になる年度末まで、入所している施設等による住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行うことにより、社会への円滑な自立を支援する。	児童家庭課
	自立支援コーディネーターの配置	施設を退所した子ども等に対する継続的な相談支援や状況把握を行う自立支援コーディネーターの配置を進め、施設における自立支援機能の充実を図る。	児童家庭課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

1 困難な状況に応じて支援する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)社会的養護の充実	退所児童等へのアフターケアの実施	NPO法人を活用し、児童福祉、法律や心理支援の専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就学支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援する。また、退所した子どもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供するとともに、相談支援を継続し、自立後の生活が安定するよう支援する。	児童家庭課
	児童養護施設等の機能強化の推進	児童養護施設等における心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、小規模化・地域分散化された施設の機能強化を図る。	児童家庭課
	施設の小規模化・地域分散化の推進	行動や情緒面で課題を抱える子どもなど、手厚い養護が必要な子どもに対して、家庭的な環境のもとで安定したきめ細かなケアを行うことができるよう、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進する。	児童家庭課
(4)外国人の子どもや帰国児童生徒の支援	外国人材受入対策事業	県が設置する「福岡県外国人相談センター」と、在住外国人にとって最も身近である市町村ほか専門機関等が連携し、外国人からの相談に多言語で対応することで、外国人が安全・快適に暮らせる環境を整備する。	国際政策課
	日本語指導が必要な生徒への支援	日本語指導が必要な生徒の実態に応じて、学習指導やキャリア教育等に関する支援の充実を図る。	高校教育課
	入学者選抜帰国生徒等特例措置	帰国生徒等について、特別学力検査などの必要な特例措置を講じることにより、適切な受入れを図る。	高校教育課
	帰国・外国人児童生徒等への日本語指導体制整備事業	日本語指導担当教員の研修の充実や受入市町村における支援体制の補助を通して、日本語指導担当教員の指導力の向上や市町村における支援体制整備の構築を推進する。	義務教育課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

2 青少年の被害・加害を防止し、保護する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)児童虐待の防止	DVに関する理解促進	DV被害者及び被害児童への支援の充実のため、DVと児童虐待の特性・関連性の理解促進を図る研修を実施する。	男女共同参画推進課
	青少年支援に携わる人の研修会	青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と、相互の情報交換を目的とした研修会を開催する。	青少年育成課
	乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供の検討、関係機関との連絡調整を行う市町村の取組を支援する。	健康増進課
	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う市町村の取組を支援する。	健康増進課
	乳幼児発達診査事業	心身の発達に問題がある児童又はそのおそれのある児童に対し、市町村との連携のもと、保健福祉(環境)事務所において、発達診査・発達訓練指導を実施する。	健康増進課
	先天性代謝異常、クレチン症検査及びタンデムマス検査	新生児に対して、先天性代謝異常等の疾患に係る検査を実施し、障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療に努める。	健康増進課
	児童虐待防止医療ネットワーク事業	虐待の早期発見・早期対応のため、児童虐待のノウハウを有する拠点病院が研修や情報提供を行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図る。	児童家庭課
	子どもへの虐待防止条例普及啓発費	「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」の啓発を行い、児童虐待防止、子どもの権利擁護を図る。	児童家庭課
	児童相談所機能強化費	児童相談所が行う子どもの保護や処遇について、児童福祉の専門家などの外部有識者による第三者評価を実施し、業務の質の向上を図る。	児童家庭課
	児童相談所職員研修の充実	児童福祉司等に対し、課題を抱える家族への接し方、支援に係る研修や虐待の兆候に気付きにくいケースを想定した演習等を実施し、専門性の向上を図る。	児童家庭課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

2 青少年の被害・加害を防止し、保護する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)児童虐待の防止	児童相談所の体制充実	虐待対応相談件数の増加や事案の複雑困難化に対応できるよう児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、体制の充実を図る。	児童家庭課
	一時保護所の環境や体制の充実	子どもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所居室の個室化等に取り組み、より家庭的で開放的な養育環境の整備する。	児童家庭課
	子ども家庭総合支援拠点の整備促進(再掲)	全市町村における「子ども家庭総合支援拠点」の設置を推進し、子ども家庭全般への相談支援体制等を充実する。	児童家庭課
	24時間365日子ども家庭相談体制の整備(再掲)	児童相談所において、夜間・休日を含めて24時間365日、いつでも子どもや家庭からの相談を受けるとともに、必要に応じて子どもの安全確認や保護など適切に対応できるよう体制を整備する。	児童家庭課
	家族の再統合に向けた支援	児童相談所において、虐待を行った保護者に対するカウンセリングを行うとともに、虐待を理由に離れて暮らす親子等に対し、個々の家庭の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき、子どもや保護者への支援・指導を行い、家族の再統合に向けた支援を行う。	児童家庭課
	市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進	市町村が設置し、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の情報を的確に共有し、役割分担の上、子どもや家庭支援に取り組む。児童相談所は、当該協議会において支援対象となった全ての虐待ケースについて、主体的に緊急度・重症度の判断を行い、市町村を指導するとともに、子どもに対する危険性が高いと判断した場合は子どもの安全を確保する。	児童家庭課
(2)いじめの防止	児童虐待の早期発見に向けた職員研修等の開催	児童虐待事案の早期発見、被害児童の早期保護をはじめとした児童虐待への的確な対応について職員の資質向上を図るため、研修等を実施する。	警察本部 少年課
	私立学校経常費補助(生徒指導の充実)	私立学校等において、臨床心理士等、専ら生徒のカウンセリングや福祉の支援を担当する教職員を配置する取組を促進する。	私学振興課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

2 青少年の被害・加害を防止し、保護する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)いじめの防止	青少年支援に携わる人の研修会(再掲)	青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と、相互の情報交換を目的とした研修会を開催する。	青少年育成課
	いじめ・不登校総合対策事業(再掲)	楽しく学べる学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実及びスクールカウンセラー等の専門家や関係機関等との連携・協働により、いじめ・不登校の予防・解消を図る。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
(3)犯罪被害にあった青少年やその家族への支援	性犯罪被害者に対するワンストップ支援推進事業(再掲)	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において被害者の早期回復に向けた支援を実施する。	生活安全課
	犯罪被害者支援事業(再掲)	県、北九州市、福岡市、公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターが協働して設立した「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」において、電話相談から面談・カウンセリング、病院・裁判所などへの付添いまで総合的な被害者支援を実施する。	生活安全課
	被害少年に対する立ち直り支援の推進	被害少年の早期救出・保護を図るとともに、精神的なダメージを軽減するための指導、助言、カウンセリング等を行う。	警察本部 少年課
(4)非行防止対策	青少年健全育成条例施行事業	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導し、また問題状況の改善について、図書类等自動販売機業者等や業界団体に指導を行う。	青少年育成課
	地域社会非行防止対策事業	保護司会連合会が取り組む補導活動や、非行少年の更生及び犯罪予防の諸活動を支援し、非行防止を図る。	青少年育成課
	保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業	児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力、保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「規範意識育成学習会」及び「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施する。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
	薬物乱用防止教育の充実(再掲)	教員の薬物乱用防止教育に係る指導力の向上を図るため、指導者研修会を実施するとともに、児童生徒の薬物乱用を防止するため各学校における薬物乱用防止教室の開催及び内容の充実を推進する。	体育スポーツ健康課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

2 青少年の被害・加害を防止し、保護する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)非行防止対策	街頭補導活動の推進	警察、行政、地域、ボランティア、学校等との連携により街頭補導活動を強化し、少年を見守る社会気運の醸成を図るとともに、非行進度が進む前の段階での非行防止を図る。	警察本部 少年課
	SNSに起因する少年の犯罪被害防止活動	サイバーパトロールにより、SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起や重大な犯罪被害等に巻き込まれる可能性のある少年を補導し、犯罪被害の防止を図る。	警察本部 少年課
	ネット利用に起因した非行・被害防止対策(再掲)	ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図る。	警察本部 少年課
	スクールサポーター制度	警察署管内の小学校・中学校・高等学校等に直接赴いて、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等学校と警察のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行う。	警察本部 少年課
	非行防止教室の開催(再掲)	学校において、万引きや自転車盗等、具体的な非行事例を題材として直接児童生徒に語りかけ、少年自身の規範意識を向上させることにより、少年の非行防止を図る。	警察本部 少年課
	思春期サポート活動事業(再掲)	子どもを持つ保護者に対して、少年非行の現状や家庭教育の大切さなどを広報啓発、講話することにより、その重要性を再認識させ少年の非行防止及び健全育成を図る。	警察本部 少年課
	少年指導活動	歓楽街を中心とした少年の補導活動や業者に対する有害環境浄化のための協力要請活動等の諸活動を推進する。	警察本部 少年課
	薬物乱用防止対策(再掲)	大麻等の薬物乱用を防止するための広報啓発活動を推進するとともに、薬物乱用少年等に対する取締りを強化する。	警察本部 少年課
	暴力団排除教室(再掲)	福岡県暴力団排除条例第14条(青少年に対する教育等のための措置)に基づき、県内の中学・高校を対象に、暴排先生(教員免許を有する会計年度任用職員8人)が写真、イラスト、事例等を盛り込んだパワーポイントを活用した暴力団排除教室を実施して、青少年の暴力団への加入防止と暴力団からの被害防止を図る。	警察本部 組織犯罪対策課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

2 青少年の被害・加害を防止し、保護する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)非行防止対策	暴走族総合対策	中学校・高校の生徒指導者等と連携を図り、「暴走族等加入阻止教室」等の暴走族等加入阻止対策を推進する。	警察本部 交通指導課悪質・危険運転対策室
	暴走族総合対策	保護観察所等の関係機関と連携して暴走族等の非行少年に対する個別面接指導等を行い、グループからの離脱と立ち直り支援対策を推進する。	警察本部 交通指導課悪質・危険運転対策室
	暴走族総合対策	青少年の暴走族根絶気運を高めるため、デザインや企画力を有する民間業者からの提案を募り、広報効果に優れ、インパクトあるポスター等を作成し、学校等への配布・掲示を実施する。	警察本部 交通指導課悪質・危険運転対策室
	暴走族総合対策	自治体、企業等と連携した暴走族等根絶キャンペーン等を積極的に開催し、暴走族等根絶気運の醸成と根絶活動の活性化に向けた広報啓発活動を推進する。	警察本部 交通指導課悪質・危険運転対策室
(5)自殺対策	青少年支援に携わる人の研修会(再掲)	青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と、相互の情報交換を目的とした研修会を開催する。	青少年育成課
	若者自立相談事業(再掲)	進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促す。	青少年育成課
	自殺対策事業(再掲)	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動や24時間365日の相談窓口を開設し、自殺防止を図る。 また、若年層を対象にゲートキーパーセミナーを開催し、周囲の人の変化に気づき、必要な支援・相談窓口につなげるゲートキーパーを育成する。	健康増進課こころの健康づくり推進室
	自殺予防SNS相談事業(再掲)	若年層及び女性の自殺者数の増加を抑制するため、自殺予防SNS相談を実施する。	健康増進課こころの健康づくり推進室
(6)非行少年等への立ち直り支援	社会奉仕・体験活動応援事業	非行等の問題を抱える少年の自尊感情の向上と立ち直りを図るため、福祉施設や各種団体の協力を得て、少年に社会奉仕やスポーツなどの多様な体験活動を提供する。	青少年育成課
	非行少年等の就労支援事業	非行等の問題を抱える無職少年に対し、進路相談、就労体験、就職活動、就職後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を行う。	青少年育成課

II 施策一覧

柱III 社会的自立に困難を抱える青少年やその家族への支援

2 青少年の被害・加害を防止し、保護する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(6)非行少年等への立ち直り支援	非行少年等の就労身元保証事業	非行等の問題を抱える少年が、協力雇用主に損害を与えた場合に見舞金を支払う制度を実施する。	青少年育成課
	非行少年等のための支援拠点事業	非行少年の自立に向け、心の拠り所となる居場所を確保し、専任スタッフによる生活改善指導、就労や就学の支援に取り組む市町村に助成する。	青少年育成課
	青少年支援に携わる人の研修会(再掲)	青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と、相互の情報交換を目的とした研修会を開催する。	青少年育成課
	非行少年等の居場所活動促進事業	地域における非行少年等の居場所活動を促進するため、NPO等が実施する非行少年等の居場所活動に対し補助する。	青少年育成課
	少年の大麻乱用対策事業	大麻事犯で検挙補導された少年の薬物再乱用防止を目的として、少年用大麻再乱用防止プログラムを実施する。	薬務課 警察本部 少年課
	少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動	少年及び保護者への継続的な連絡や訪問・面接により助言・指導を積極的に行うとともに、少年警察ボランティアや地域住民、関係機関・団体等と協働して社会奉仕体験活動等を行うなどして、最終的には当該少年が就学若しくは就労又は生活環境改善がなされることを目標に置き、個々の少年の状況に応じた各種支援活動を推進する。	警察本部 少年課
	暴走族総合対策	保護観察所等の関係機関と連携して暴走族等の非行少年に対する個別面接指導等を行い、グループからの離脱と立ち直り支援対策を推進する。	警察本部 交通指導課 悪質・危険運転 対策室

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

1 教育環境づくりを推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1) ICT教育の環境整備と推進	私立学校一人一台パソコン整備費補助金	私立学校における一人一台端末の整備に対し助成を行う。	私学振興課
	ICT環境整備事業	児童生徒の1人1台端末や電子黒板、大型提示装置等のICT機器を安心して活用できる教育環境の整備を図る。	施設課
	ICTを活用した教育推進事業(再掲)	これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、教員のICT活用指導力向上に関する研修、ICTを活用した先進的教育モデルの研究、プログラミング教育の充実に向けた取組や普及啓発を行う。	高校教育課 義務教育課
	特別支援学校設備充実事業	県立特別支援学校に、児童生徒の障がいの状態や特性に応じたICT機器を配備・維持・更新する。また、視覚特別支援学校における点字情報ネットワークシステム等の充実を図る。	特別支援教育課
	特別支援学校生徒ICT活用就職支援事業(再掲)	特別支援学校高等部生徒の就職意欲の一層の向上を図り、障がいのある生徒の自立と社会参加の促進につなげるため、ICTを効果的に活用し企業等のニーズに対応した職業教育やテレワーク実習を実施する。	特別支援教育課
(2)教育機会の確保	県立三大学授業料等減免事業	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯等の学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成を行う。	政策課
	私立高校生等奨学給付金事業(再掲)	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給する。	私学振興課
	私立高等学校等学校納付金軽減補助金(再掲)	生活保護世帯等に対して学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付する。	私学振興課
	私立専門学校修学支援事業(再掲)	国からの委託を受け、私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った生徒に対して助成を行う。	私学振興課
	私立高等学校等就学支援金交付金(再掲)	授業料について、一定の所得未満の世帯の高校生等に対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、所得に応じて軽減を図る。	私学振興課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

1 教育環境づくりを推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)教育機会の確保	私立専門学校授業料等減免補助金(再掲)	学ぶ意欲のある生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、私立専門学校が行う住民税非課税世帯等の生徒を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成を行う。	私学振興課
	高等学校等就学支援金事業	一定の所得未満の世帯の生徒に対して、高等学校等就学支援金を支給することにより、公立高等学校等の授業料を実質無償とする。	財務課
	高校生等奨学給付金事業	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給する。	財務課
	高等学校等奨学金助成事業	経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を無利子で貸与する福岡県教育文化奨学財団に助成を行う。	社会教育課
(3)学校、社会教育施設の整備	県立学校整備費	老朽校舎等の改築や長寿命化改修等、グラウンド造成等により学校施設の整備・充実を図る。	施設課
	県立社会教育施設の機能充実	県民のニーズを踏まえた学習プログラムを開発するとともに、それぞれの施設の特徴や魅力を生かした運営・サービスの充実を図る。	社会教育課
(4)教員の指導力の向上	教員の資質の向上	若年教員、中堅教員、ベテラン教員それぞれのニーズに対応した基本研修、今日的教育課題に応じた課題研修、教員や学校の課題に応じた専門研修を実施し、教員の資質・能力の向上を図る。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
	教職経験者等研修事業	教職10年経過教員・教職経験22年目教員に対する研修を実施し、経験年数に応じた教科指導や生徒指導等に関する指導力の向上を図る。	高校教育課 特別支援教育課
	若年教員研修事業	若年教員に対する組織的・体系的な研修を実施し、教職への使命感や実践的指導力の育成を図る。	高校教育課 特別支援教育課
	学校保健・食育指導事業	教員を対象に、学校保健・給食に関する研修会を開催し、教員の資質向上を図る。	体育スポーツ健康課

II 施策一覧

柱Ⅳ 青少年の成長を支える環境の整備

1 教育環境づくりを推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)教員の指導力の向上	食に関する指導体制整備事業(再掲)	栄養教諭等を対象に、食に関する指導の充実に向けた研修会等を実施し、栄養教諭等の資質向上を図る。また、学校給食の充実を図るため、給食調理員を対象にした学校給食料理コンクールを実施する。	体育スポーツ健康課
(5)学校の体制整備と組織力の向上	三公立大学法人の特色ある人づくり	三公立大学法人において、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成する。	政策課
	私立学校経常費補助(生徒指導の充実)(再掲)	私立学校等において、臨床心理士等、専ら生徒のカウンセリングや福祉の支援を担当する教職員を配置する取組を促進する。	私学振興課
	教職員の働き方改革推進事業	県立学校に導入したICカードによる勤務時間管理システムを活用し、教職員の意識改革等を推進し、超過勤務縮減につなげる。 生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム並びに教員間の情報共有のための学校用グループウェア及び保護者等への連絡のためのメール連絡網を普及・推進し、学校の業務改善に取り組む。 情報通信技術支援員(ICT支援員)を配置し、ICTの活用を推進するとともにICT機器の増加に伴う教員の業務負担の軽減を図る。 より専門的な技術指導を行う体制の整備及び教職員の負担軽減のため、中・高等学校及び特別支援学校等の部活動に部活動指導員を配置するほか、運動部活動指導者の指導力向上を図るための研修会を実施する。	教職員課 施設課 体育スポーツ健康課
	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業	貧困をはじめとする家庭環境の問題や生徒指導上の諸課題に対応するため、学校に教員以外の専門スタッフ(スクールソーシャルワーカー等)を配置・派遣する。特に全中学校区へのスクールソーシャルワーカーの配置に向け、市町村に対する支援の充実を図る。	高校教育課 義務教育課
	高等学校情報提供事業	多様な教育ニーズに応じるため、県立高校の特色化を推進するとともに、中学生が適切な進路選択ができるよう県立学校の情報発信力の向上を図る。	高校教育課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

1 教育環境づくりを推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(5)学校の体制整備と組織力の向上	専門学科及び特色ある学科・コースの充実	地域や学校・生徒の実態等に応じて、専門学科及び特色ある学科・コースの改善・充実を図る。	高校教育課
	入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施する。	高校教育課
	中学校・高等学校の連携促進	中・高連絡会において、進路指導や生徒指導に関する情報共有の促進を図る。	高校教育課
	高等学校不適應・いじめ防止対策事業	学校不適應やいじめ防止のための対策として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、訪問相談員を配置し、学校だけでは対応困難な事情を持つ生徒・保護者への支援を強化し、学校における教育相談機能を充実させ、積極的な生徒指導の推進に資する。	高校教育課
	スクールカウンセラー活用事業	学校におけるカウンセリング機能を充実するため、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の整備を図る。	義務教育課
	特別支援学校専門スタッフ強化事業(再掲)	特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中・高等学校等に在籍する障がいのある子どもに対する相談・支援機能の充実を図る。	特別支援教育課
	武道教育等充実事業(再掲)	中学校の保健体育科教員の資質向上を図るとともに、安全に配慮した武道等授業の進め方や生徒の実態に応じた段階的な指導方法を身につけた地域人材を派遣し、武道等教育の指導体制等の改善、充実及び適切な運営を図る。	体育スポーツ健康課
	芸術文化事業助成費	高等学校芸術・文化連盟、中学校文化連盟を支援し、学校の文化部活動の活性化を図る。	社会教育課
(6)幼児教育環境の充実	教員の資質・能力や学校(幼稚園)の組織力の向上	私立幼稚園教職員を対象として専門性の高い教育研修、人権研修について支援し、教育内容の向上と教育環境の充実を図る。	私学振興課

II 施策一覧

柱Ⅳ 青少年の成長を支える環境の整備

1 教育環境づくりを推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(6)幼児教育環境の充実	私立学校経常費補助 (預かり保育推進事業)	子育て支援に関する取組を促進するため、預かり保育事業を実施する幼稚園(学校法人)に対して、その事業に係る経費を補助する。	私学振興課
	乳幼児育児支援事業(再掲)	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけやスマートフォンなどに接触することによる発達への影響などの情報を掲載した冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健康診査等の場で保護者に配布することにより、正しい知識の普及啓発を図る。	健康増進課
	待機児童の解消	待機児童発生率等に応じて、アドバイザーの派遣等を行い、受け皿整備と保育士確保に取り組む市町村を支援する。また、市町村の保育担当課長を構成員とする福岡県待機児童等対策協議会を開催する。	子育て支援課
	高齢者子育て支援推進事業	60歳以上の子育て支援活動に関心がある方を「子育てマイスター」として認定し、また、継続して子育て支援活動ができるよう、フォローアップ研修等を実施する。	子育て支援課
	保育士・保育所支援センター事業	保育士就職支援コーディネーターの配置や保育士就業マッチングサイト、保育士有資格者届出制度、相談窓口の設置等により、保育士を総合的に支援することで、保育人材の確保を図る。	子育て支援課
	保育所・保育士魅力発信事業	保育士養成校卒業者の県内の保育所への就職率を向上させるため、県内の保育所に対し、SNS等の利用促進を図るとともに、保育士による学生への保育所の魅力を伝えるための説明会を実施する。	子育て支援課
	保育所職員等研修委託事業	保育所の保育士に対する専門研修等、保育所職員の資質向上等のために必要な研修を実施し、保育サービスの充実を図る。また、キャリアアップ研修を受講する保育士等の代替職員の配置に対する支援を行う。	子育て支援課
	保育所等の整備促進	国の安心こども基金による福岡県子育て応援基金を活用して保育所の創設や増改築などを行い、待機児童の解消や保育環境の整備を図る。	子育て支援課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

1 教育環境づくりを推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(6)幼児教育環境の充実	病児保育施設整備事業	新たに病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備を行う市町村等を支援し、子育て世代のニーズが高い病児保育事業の普及を図る。	子育て支援課
	病児保育利用環境整備事業	県内の全ての子育て世帯が、必要な時に病児保育を利用できるよう、病児保育の支援システムの導入や情報発信を実施する。	子育て支援課
	延長保育事業	働く女性の増加や通勤時間の長時間化等に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育の促進に努める。	子育て支援課
	病児保育事業	子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等に併設された施設等で児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業の促進に努める。	子育て支援課
	障がい児保育等受入体制支援事業	障がい児等の保育所における円滑な受入れをすすめるため、障がい児保育等に係る受入体制の構築や医療的ケア児に対応する人材の育成・確保に係る支援を実施する。	子育て支援課
	幼稚園・保育所・小学校の連携促進	幼児教育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方や幼稚園の役割などについて情報提供を行い、地域の実態を踏まえた幼稚園・保育所・小学校の連携を促進する。	義務教育課
	ふくおか子育てパーク・みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム	子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、子育てに関する学習機会や情報を提供する「子ども育成支援フォーラム」を開催する。	社会教育課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1)家庭教育の支援	家庭のしつけ推進事業 アンビシャスカレンダー (再掲)	日常生活におけるしつけ、情緒の育成、規範意識や倫理観の涵養など、社会生活において必要な基本的ルールやマナーを身に付けさせるため、アンビシャスカレンダーを作成、頒布して家庭における教育を促進する。	青少年育成課
	福岡県青少年育成県民会議 事業「家庭の日」・「オアシス運動」、親子教室事業、乳幼児教育研修会、よりよい親子関係講座事業	家庭の日、オアシス運動の推進 乳幼児期の子どもへの両親を対象とした親子教室を開催する市町村民会議の支援 乳幼児期教育の理論と実践を学ぶ乳幼児教育研修会の実施 地域の保護者を対象とした学習会・講座等を開催する市町村民会議への支援	青少年育成課
	乳幼児育児支援事業(再掲)	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけやスマートフォンなどに接触することによる発達への影響などの情報を掲載した冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健康診査等の場で保護者に配布することにより、正しい知識の普及啓発を図る。	健康増進課
	基本的な生活習慣習得事業(再掲)	小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりに向け、支援が必要な就学前の児童等に対する基本的な生活習慣習得のための取組を支援する。	子育て支援課
	ふくおか子育てパーク・みんなで育もう！ふくおかの子ども育成支援フォーラム (再掲)	子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、子育てに関する学習機会や情報を提供する「子ども育成支援フォーラム」を開催する。	社会教育課
	家庭教育充実事業	子どもを持つ親を対象とした電話相談事業「親・おや電話」を実施し、家庭教育に関する相談体制の充実を図る。	社会教育課
(2)地域全体で子どもを育む環境づくり	児童の権利に関する条約啓発事業(再掲)	子どもの基本的人権を守るため、市町村と連携し、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の広報啓発を行う。	政策課
	青少年育成県民運動推進事業	青少年健全育成の県民運動の展開を図るとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的として事業を実施している福岡県青少年育成県民会議に対する助成を行い、青少年問題について国や県の施策に呼応して総合的な県民運動を展開し、民間サイドでの青少年の健全育成を行う。	青少年育成課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)地域全体で子どもを育む環境づくり	青少年アンビシャス運動参加団体地域別研修会	青少年アンビシャス運動参加団体の活動充実と団体相互の交流促進のため、県内4地域において研修会を開催する。	青少年育成課
	アンビシャス通信	青少年アンビシャス運動の趣旨を県民に周知し、運動に対する関心を高めるため、県の取り組みや参加団体の活動を紹介する広報紙「アンビシャス通信」を制作・発行する。	青少年育成課
	アンビシャス広場活性化促進事業(再掲)	広場活動を支えるボランティアや運営ノウハウが不足していることなどにより、継続して開設することが困難な広場が出てきている現状を踏まえ、地域に根差した子どもの居場所として継続して開設できるよう、研修会やボランティアの広域派遣を実施する。	青少年育成課
	アンビシャス広場づくり事業(再掲)	放課後や休日に子どもたちが気軽に立ち寄り、集まることができる居場所「アンビシャス広場」に対し助成する。	青少年育成課
	青少年団体活動強化推進事業	青少年団体相互の連絡提携を図るとともに、青少年の健全育成に寄与する目的で青年リーダーやジュニアリーダー養成事業を実施している福岡県青少年団体連絡協議会に対する助成を行い、地域における団体の連携強化を図る。	青少年育成課
	若者自立相談事業(再掲)	進路が決まっていない高校中退者等、困難を抱える若者を適切な支援機関につなぐ相談窓口を設置し、若者の就学や職業的な自立を促す。	青少年育成課
	青少年インターネット適正利用推進協議会(再掲)	ネット問題に詳しい専門家や通信事業者、PTA、行政(知事部局、教育庁、警察)など関係機関・団体からなる協議会を設置し、事業や企画の総合的な推進を図る。	青少年育成課
	子育て応援宣言企業推進事業	仕事と子育ての両立ができる職場づくりを促進するため、企業経営者が従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の取組内容の充実等を図る。	新雇用開発課
	ふくおか教育月間推進事業	11月の「ふくおか教育月間」に、教育をテーマとした県教育委員会主催のイベントを開催するとともに、広報活動を実施する。また、市町村教育委員会や関係団体と連携し、期間内に関連事業を推進するなど、県内全体で教育の充実・発展に取り組む機運の醸成を図る。	総務企画課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)地域全体で子どもを育む環境づくり	規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習・探究の時間等の教育活動の充実(再掲)	小・中学校においては、道徳教育推進の核となる指導者を養成するとともに、「道徳教育実践ハンドブックvol.2」等の活用を促進する。 県立高等学校においては、道徳教育推進教師を中心に、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育全体を通じて行う。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
	県立高校地域連携構築事業	県立高等学校にコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動推進本部を導入・整備し、地域と連携した教育活動を推進する。	高校教育課 社会教育課
	コミュニティ・スクール導入促進事業	コミュニティ・スクールの導入を促進することにより、家庭・地域と連携した学校づくりを進めるため、学校関係者に対する研修会を行う。	義務教育課
	地域学校協働活動事業(再掲)	学校と地域が連携・協働した地域学校協働本部を設置し、地域人材の協力を得て、学校支援、放課後の学習支援・体験活動(地域学校協働活動)を実施する市町村を支援することで、学力の向上に資することを趣旨とする。また、これまで以上に学校、家庭、地域が連携・協働することで、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整える。	社会教育課
	ふくおか子育てパーク・みんなで育もう!ふくおかの子ども育成支援フォーラム(再掲)	子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、子育てに関する学習機会や情報を提供する「子ども育成支援フォーラム」を開催する。	社会教育課
(3)安全・安心なまちづくり	安全・安心まちづくり推進事業	県民が安心して暮らすことができる安全な地域社会づくりを推進するため、地域防犯活動やながら防犯等の安全・安心まちづくりに係る地域の各種活動を定着、拡大させることにより、安全・安心まちづくり県民運動の活性化を図る。	生活安全課
	こどもの交通安全大会(再掲)	交通安全優秀小学校を表彰することによって、小学生の交通安全思想を高揚させ、交通事故の防止を図る。	生活安全課
	自転車安全教育指導者講習会(再掲)	小・中・高等学校教諭等に対して自転車の安全な乗り方教育について指導する。	生活安全課
	交通安全対策事業	通学路における交通安全を確保するため、通学路等の歩道整備を実施する。	道路維持課
	道路事業(街路事業)	都市計画道路においてバイパス整備や歩道整備等を行うことにより、生活道路への自動車流入を減らし、通学路の安全性を確保する。	公園街路課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(3)安全・安心なまちづくり	学校安全総合支援事業(再掲)	市町村教育委員会を単位としたモデル地域を指定し、地域全体での学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内へその仕組みや好事例を普及することにより、学校安全の取組の推進を図る。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
	子ども・女性を性犯罪被害から守るための対策の推進	関係機関・団体・地域住民等と協働した予防活動を推進する。	警察本部 生活安全総務課
	子ども・女性を性犯罪被害から守るための対策の推進	関係機関・団体と協働して犯罪防止に配慮した環境設計によるまちづくり等を推進する。	警察本部 生活安全総務課犯罪抑止対策室
(4)有害環境への対応	青少年健全育成条例施行事業(再掲)	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導し、また問題状況の改善について、図書类等自動販売機業者等や業界団体に指導を行う。	青少年育成課
	青少年インターネット適正利用推進協議会(再掲)	ネット問題に詳しい専門家や通信事業者、PTA、行政(知事部局、教育庁、警察)など関係機関・団体からなる協議会を設置し、事業や企画の総合的な推進を図る。	青少年育成課
	ネット依存防止・非行防止等講師紹介事業(再掲)	地域やPTAなどが、ネット依存防止や非行防止に係る学習会(講演会、研修会等)を実施する場合に、主催者の依頼内容に応じて講師を紹介する。	青少年育成課
	薬物乱用対策推進事業(地域薬物乱用防止対策)	薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーンなどを実施し、県民に対する啓発を推進する。また、キャンペーンには青少年の自発的な参加を促す。	薬務課
	少年指導活動(再掲)	歓楽街を中心とした少年の補導活動や業者に対する有害環境浄化のための協力要請活動等の諸活動を推進する。	警察本部 少年課
	フィルタリング普及啓発活動(再掲)	青少年が悪質なサイトを利用し被害に遭わないため、保護者、青少年、事業者等に対するフィルタリングの必要性等に係る啓発活動を推進する。	警察本部 少年課
	ネット利用に起因した非行・被害防止対策(再掲)	ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図る。	警察本部 少年課
	薬物乱用防止対策(再掲)	大麻等の薬物乱用を防止するための広報啓発活動を推進するとともに、薬物乱用少年等に対する取締りを強化する。	警察本部 少年課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(5)子育て支援の充実	私立学校経常費補助(預かり保育推進事業)(再掲)	子育て支援に関する取組を促進するため、預かり保育事業を実施する幼稚園(学校法人)に対して、その事業に係る経費を補助する。	私学振興課
	放課後児童クラブ整備費	放課後児童クラブの施設整備に対する補助を行い、地域のニーズに応じたクラブの整備を進めるとともに待機児童の解消を図る。	青少年育成課
	放課後児童クラブ利用料減免事業(再掲)	生活保護世帯等の児童が放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、市町村が実施する生活保護世帯等に対する放課後児童クラブの利用料減免に要する経費の一部を助成する。	青少年育成課
	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後児童クラブの運営費等の補助を行うことで、市町村での設置促進や内容の充実を図り、地域のニーズに応じた支援を実施する。	青少年育成課
	放課後児童支援員研修事業	放課後児童クラブを運営するにあたって、支援の単位ごとに設置する必要がある放課後児童支援員の認定資格研修を実施する。これに加え、資質向上を図るための研修を実施する。	青少年育成課
	安心・安全な子どもの居場所整備事業	安心・安全な子どもの居場所に関する支援を行う市町村に対し、施設の整備に必要な経費を助成する。	青少年育成課
	安心・安全な子どもの居場所支援臨時特例事業	安心・安全な子どもの居場所に関する支援を行う市町村に対し、施設の運営に必要な経費を助成する。	青少年育成課
	妊娠・出産包括支援事業	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」の効果的な運営を支援する。また、相談支援の充実に向けて、保健師等の専門職を対象とした研修を実施する。	健康増進課
	乳児家庭全戸訪問事業(再掲)	子育ての孤立化を防ぐために、乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して、適切なサービス提供の検討、関係機関との連絡調整を行う市町村の取組を支援する。	健康増進課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(5)子育て支援の充実	養育支援訪問事業(再掲)	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う市町村の取組を支援する。	健康増進課
	乳幼児発達診査事業(再掲)	心身の発達に問題がある児童又はそのおそれのある児童に対し、市町村との連携のもと、保健福祉(環境)事務所において、発達診査・発達訓練指導を実施する。	健康増進課
	先天性代謝異常、クレチン症検査及びタンデムマス検査(再掲)	新生児に対して、先天性代謝異常等の疾患に係る検査を実施し、障がいの原因となる疾病の早期発見、早期治療に努める。	健康増進課
	乳幼児育児支援事業(再掲)	子どもの発達段階に応じた接し方、家庭におけるしつけやスマートフォンなどに接触することによる発達への影響などの情報を掲載した冊子を作成し、市町村等で実施する乳幼児健康診査等の場で保護者に配布することにより、正しい知識の普及啓発を図る。	健康増進課
	小児救急医療電話相談事業	子どもの急な病気やケガ等について保護者の不安解消を図るため、平日夜間・休日における電話相談を行う。	医療指導課
	高齢者子育て支援推進事業(再掲)	60歳以上の子育て支援活動に関心がある方を「子育てマイスター」として認定し、また、継続して子育て支援活動ができるよう、フォローアップ研修等を実施する。	子育て支援課
	保育所等の整備促進(再掲)	国の安心こども基金による福岡県子育て応援基金を活用して保育所の創設や増改築などを行い、待機児童の解消や保育環境の整備を図る。	子育て支援課
	地域子育て支援拠点施設的环境改善	育児サークルの育成・支援、育児不安への相談、保育資源の情報提供など地域の子育て家庭への育児支援を行う地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するため、施設の改修及び備品の整備を行う市町村を支援する。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する。	子育て支援課	

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(5)子育て支援の充実	児童厚生施設整備事業	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための児童館を整備する市町村等を支援する。	子育て支援課
	病児保育施設整備事業(再掲)	新たに病児保育事業を実施するために必要となる施設・設備整備を行う市町村等を支援し、子育て世代のニーズが高い病児保育事業の普及を図る。	子育て支援課
	病児保育利用環境整備事業(再掲)	県内の全ての子育て世帯が、必要な時に病児保育を利用できるよう、病児保育の支援システムの導入や情報発信を実施する。	子育て支援課
	障がい児保育等受入体制支援事業(再掲)	障がい児等の保育所における円滑な受け入れをすすめるため、障がい児保育等に係る受入体制の構築や医療的ケア児に対応する人材の育成・確保に係る支援を実施する。	子育て支援課
	子育て支援員研修事業	幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な知識・技術を習得するための子育て支援員認定研修を行う。	子育て支援課
	「子育て応援の店」推進事業	社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大や「子育て応援パスポート」及び「子育て応援パスポートアプリ」の利用促進を図る。	子育て支援課
	「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン	「家族の日」(11月第3日曜日)がある11月を中心に、企業・店舗・団体等と連携し、「家族・子育て」をテーマとした催し等を実施することにより、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めます。	子育て支援課
	待機児童の解消(再掲)	待機児童発生率等に応じて、アドバイザーの派遣等を行い、受け皿整備と保育士確保に取り組む市町村を支援する。また、市町村の保育担当課長を構成員とする福岡県待機児童等対策協議会を開催する。	子育て支援課
	保育士・保育所支援センター事業(再掲)	保育士就職支援コーディネーターの配置や保育士就業マッチングサイト、保育士有資格者届出制度、相談窓口の設置等により、保育士を総合的に支援することで、保育人材の確保を図る。	子育て支援課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(5)子育て支援の充実	保育所・保育士魅力発信事業(再掲)	保育士養成校卒業者の県内の保育所への就職率を向上させるため、県内の保育所に対し、SNS等の利用促進を図るとともに、保育士による学生への保育所の魅力を伝えるための説明会を実施する。	子育て支援課
	保育所職員等研修委託事業(再掲)	保育所の保育士に対する専門研修等、保育所職員の資質向上等のために必要な研修を実施し、保育サービスの充実を図る。また、キャリアアップ研修を受講する保育士等の代替職員の配置に対する支援を行う。	子育て支援課
	高齢者子育て支援推進事業(再掲)	60歳以上の子育て支援活動に関心がある方を「子育てマイスター」として認定し、また、継続して子育て支援活動ができるよう、フォローアップ研修等を実施する。	子育て支援課
	子ども医療費支給制度(再掲)	子ども医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図る。	児童家庭課
	子育て応援宣言企業推進事業(再掲)	仕事と子育ての両立ができる職場づくりを促進するため、企業経営者が従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の取組内容の充実等を図る。	新雇用開発課
	子育て女性就職支援センター事業(再掲)	子育て中の女性等に対して、就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまで一人一人の状況に応じて一貫した就職支援を実施する。	新雇用開発課
	高等技術専門校魅力拡大事業	子育て中の人々が職業訓練を受講しやすくなるよう、民間託児施設を活用した託児サービスを無償で提供する。	職業能力開発課
	求職者技能習得訓練費(再掲)	子育て中の人々が職業訓練を受講しやすくなるよう、託児サービス付や短時間、eラーニングによる職業訓練を民間の教育訓練機関等に委託して実施する。	職業能力開発課
	既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業	若年世帯・子育て世帯が既存住宅を子育て仕様等にリノベーションする際の工事に係る費用の一部を補助する。	住宅計画課
(6)ひとり親家庭への支援	保育所への優先入所の促進	市町村におけるひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所の取組を支援します。また、求職活動・職業訓練等を行っている場合にも、就労している場合と同等の事情にあるとして、優先入所を促進します。	子育て支援課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(6)ひとり親家庭への支援	母子・父子福祉団体に対する支援(再掲)	地域において相談事業や情報提供等を行う母子・父子福祉団体の活動に対する支援を行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を図る。	児童家庭課
	児童扶養手当(再掲)	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給する。	児童家庭課
	特別児童扶養手当(再掲)	児童の福祉の増進を図ることを目的として、精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給する。	児童家庭課
	ひとり親家庭等医療費支給制度(再掲)	ひとり親家庭の親子、父母のいない子どもを対象に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の健康の増進、生活の支援の充実を図る。	児童家庭課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)	ひとり親家庭の親等が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などの支援が必要となるときに、市町村が家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等の支援を行う日常生活支援事業の実施を促進する。	児童家庭課
	ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業(再掲)	ひとり親家庭の児童を対象に大学生等のボランティアを派遣し、児童の学習支援を行うとともに、児童の進学相談等を行う。	児童家庭課
	ひとり親サポートセンター事業(再掲)	ひとり親家庭等を対象に、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行う。 児童扶養手当受給者を対象に、自立支援計画書(自立支援プログラム)を作成し、一人ひとりに合った支援方法を選択することにより、プログラムの内容に沿って就職までアドバイスと支援を行う。	児童家庭課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(6)ひとり親家庭への支援	養育費の確保(再掲)	ひとり親家庭の子どもに対する養育費が確保できるよう、ひとり親サポートセンターにおいて、専門相談員による養育費の取決めや養育費の確保策等の電話相談を行うとともに、より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による無料法律相談を実施する。 ひとり親サポートセンターへの来所が困難な方に対しては、弁護士による無料電話相談の開催や、県内18か所ある法律相談センターにおいて1時間無料で相談できるクーポンを発行する。	児童家庭課
	公正証書作成等の支援(再掲)	公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約の締結を支援することにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。	児童家庭課
	母子・父子家庭自立支援給付費(再掲)	ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援を行う。	児童家庭課
	母子・父子自立支援員の設置(再掲)	ひとり親家庭等の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、ひとり親家庭等の自立に向けた総合的な支援を行う。	児童家庭課
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費(再掲)	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行う。	児童家庭課
	母子生活支援施設短期利用事業(再掲)	生活上の悩みを持つ母子家庭に対し、施設の利用による子育て、生活一般に関する相談支援を行う。	児童家庭課
	県営住宅への特別申込み(優遇制度)(再掲)	ひとり親世帯(20歳未満の子を扶養する配偶者のいない世帯)に対し、抽選方式募集では県営住宅の入居申込みにおける抽選倍率を優遇し、ポイント方式募集では点数を付与する。	県営住宅課
(7)青少年の成長を支える担い手の養成	性暴力対策アドバイザー登録・派遣事業(再掲)	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(平成31年福岡県条例第19号)」の規定に基づき、学校、大学、事業所等に、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等を派遣し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育、研修を実施するもの。	生活安全課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(7)青少年の成長を支える担い手の養成	青少年健全育成対策推進本部長顕彰	青少年の健全育成に係る活動の功績が顕著な青少年育成団体や、継続して他の模範となる活動を実施する青少年団体等を顕彰することにより、さらなる青少年育成県民活動の振興と青少年自身の自覚を促す。	政策課
	不登校児童生徒社会的自立支援事業(再掲)	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、学校関係者によるネットワーク会議を設置し、不登校の児童生徒の社会的自立支援や不登校の未然防止、不登校対策に関わる人材育成などに取り組む。	政策課
	青少年育成県民運動推進事業(再掲)	青少年健全育成の県民運動の展開を図るとともに、青少年の健全育成に寄与することを目的として事業を実施している福岡県青少年育成県民会議に対する助成を行い、青少年問題について国や県の施策に呼応して総合的な県民運動を展開し、民間サイドでの青少年の健全育成を行う。	青少年育成課
	青少年団体活動強化推進事業(再掲)	青少年団体相互の連絡提携を図るとともに、青少年の健全育成に寄与する目的で青年リーダーやジュニアリーダー養成事業を実施している福岡県青少年団体連絡協議会に対する助成を行い、地域における団体の連携強化を図る。	青少年育成課
	アンビシャス・青年リーダー養成事業	研修会の開催等を通じて、アンビシャス広場への青年の参加の促進を図り、主体的・継続的にアンビシャス運動に参加する青年リーダーを養成する。	青少年育成課
	青少年アンビシャス運動フォーラム・参加団体表彰	フォーラムの開催を通じて、青少年アンビシャス運動の関係者等が集まり、運動の意義や成果を共有し、情報交換を行うことで、さらなる運動の推進と活動の充実を図る。また、優秀な活動を展開する青少年アンビシャス運動参加団体を本部長(知事)表彰する。	青少年育成課
	青少年支援に携わる人の研修会(再掲)	青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と、相互の情報交換を目的とした研修会を開催する。	青少年育成課
	青少年教育事業及び社会教育関係団体育成	県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト福岡県連盟、県PTA連合会等、青少年の健全育成活動を行う団体に対しての活動支援を行う。	社会教育課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

2 家庭、学校、地域、企業、行政が連携し、青少年が健やかに成長できる地域社会をつくる

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(7) 青少年の成長を支える担い手の養成	青少年教育指導者研修事業(社会教育指導者等研修事業)	地域での少年団体活動の充実や指導者の育成・確保が求められている中、子ども会活動等少年団体を育成・援助する指導者を対象にオピニオンリーダーを発掘・養成し、その資質向上を図る。	社会教育課
	警察ボランティアへの研修	地域における非行防止活動の牽引役である少年補導員や少年指導委員の知識・技能の向上を図り、少年補導員等を地域におけるボランティアリーダーとして養成するための研修を行う。	警察本部 少年課
	スクールサポーター制度(再掲)	警察署管内の小中学校・高等学校等に直接赴いて、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等学校と警察のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行う。	警察本部 少年課
(8) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	働き方改革地域実践事業	魅力ある職場づくりの実行に向けて、県内4地域で、職場内でのコミュニケーションの活性化も含め働き方改革の進め方等を企業が学べる機会を提供する。	労働政策課
	働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)の登録促進	「働き方改革実行企業(よかばい・かえるばい企業)」への新規登録促進を図るとともに、登録企業に対して適切な支援機関やメニューを紹介する等、働き方改革の実行へとつなげるフォローアップを実施する。	労働政策課
	子育て応援宣言企業推進事業(再掲)	仕事と子育ての両立ができる職場づくりを促進するため、企業経営者が従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」の取組内容の充実等を図る。	新雇用開発課
	介護応援宣言企業推進事業	仕事と介護の両立ができる職場づくりを促進するため、企業経営者が従業員の仕事と介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する「介護応援宣言企業」の取組内容の充実等を図る。	新雇用開発課

II 施策一覧

柱Ⅳ 青少年の成長を支える環境の整備

3 ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組を推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(1) ICTを活用した教育の推進	ICT環境整備事業(再掲)	日常的なICTの活用や緊急時の「学びの保障」に対応するために必要なICT環境の整備を図る。	施設課
	ICTを活用した教育推進事業(再掲)	これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、教員のICT活用指導力向上に関する研修、ICTを活用した先進的教育モデルの研究、プログラミング教育の充実に向けた取組や普及啓発を行う。	高校教育課 義務教育課
	特別支援学校設備充実事業(再掲)	県立特別支援学校に、児童生徒の障がいの特性に応じたICT機器を配備する。また、視覚特別支援学校においては点字情報ネットワークシステム等の充実を図る。	特別支援教育課
	特別支援学校生徒ICT活用就職支援事業(再掲)	特別支援学校高等部生徒の就職意欲の一層の向上を図り、障がいのある生徒の自立と社会参加の促進につなげるため、ICTを効果的に活用し企業等のニーズに対応した職業教育やテレワーク実習を実施する。	特別支援教育課
(2) 交流機会の確保	ちよっくら未来づくりラボ(再掲)	地域特性である「ものづくり(産業)」に関連する資源を活用した人材育成スクールで、体験を通じた学習により子どもたちの学ぶ意欲を育むとともに、地域の魅力を学び、子どもたちの地域への愛着と誇りを醸成する。	広域地域振興課
	県人会担い手育成招へい事業(再掲)	福岡県出身者が移住し、県人会を設立している国から県人会子弟を招へいし、同年代の子どもたちとの交流や日本文化体験などを通して福岡、日本に対する関心を高め、理解を深めてもらうことにより、将来の県人会を担う中核人材として育成する。	国際政策課
	国際交流センター運営事業(アジア友好交流事業、海外留学情報提供事業)(再掲)	アジアとの交流事業や海外留学説明会を実施している国際交流センターへの補助を行う。	国際政策課
	アジア太平洋こども会議・イン福岡事業(再掲)	アジア太平洋諸国・地域から毎年こども大使ら約300人を福岡に招聘し、学校訪問、ホームステイ、キャンプ等の事業を行うことにより、相互理解の促進と友情を育み、国際感覚溢れる青少年を育成する。	政策課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

3 ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組を推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)交流機会の確保	三公立大学法人における異文化交流(再掲)	三公立大学法人において、海外大学との学術交流、外国人留学生の受入れなどを促進し、異文化交流の機会拡大を図る。	政策課
	福岡県青少年育成県民会議事業 少年の野外学習(再掲)	野外での生活や活動を通じて、子ども達の忍耐力や自立性、協調性を養うとともに、異年齢交流により指導力や包容力を育む少年の野外学習を実施する。	青少年育成課
	青少年囲碁交流事業(再掲)	囲碁を通じて、青少年が目標へ挑戦する心や洞察力、礼節を重んじる心を育むとともに、外国の青少年と切磋琢磨させることにより、幅広い視野を持ったたくましい青少年を育成するため、福岡県青少年囲碁大会(県内大会、江蘇省との交流大会)を開催する。	青少年育成課
	アンビシャス広場活性化促進事業(再掲)	広場活動を支えるボランティアや運営ノウハウが不足していることなどにより、継続して開設することが困難な広場が出てきている現状を踏まえ、地域に根差した子どもの居場所として継続して開設できるよう、活性化を図る。	青少年育成課
	アンビシャス広場づくり事業(再掲)	放課後や休日に子どもたちが気軽に立ち寄り、集まることができる居場所「アンビシャス広場」に対し助成する。	青少年育成課
	中山間ふるさと水と土保全対策事業(田んぼの学校)(再掲)	小学生を対象に、農業用施設の見学や農業体験を通じ、農業や農村の持つ役割や重要性、多面的機能について、理解を深めてもらうために「田んぼの学校」を実施する。	農山漁村振興課
	県民参加の森林づくり推進費(森林環境教育の実施)(再掲)	小学生に体験活動等を通して森林に親んでもらい、森林の働きや大切さについて学んでもらう。	林業振興課
	緑の少年団育成事業(再掲)	緑の少年団交流集会を年1回開催し、活動発表、自然に関する学習活動・レクリエーション活動を行う。	林業振興課
	自立と協働を学ぶ体験活動推進事業(再掲)	県立中学校・中等教育学校・高等学校の第1学年を対象に集団体験活動を実施し、多様な体験活動を通して、自立と協働の精神を育成するとともに、自己存在感や規範意識を醸成し、夢や志をもって学校生活を送ることができる生徒を育成する。	高校教育課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

3 ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組を推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(2)交流機会の確保	自立と社会参加に向けた体験学習推進事業(再掲)	県立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、障がいの種類や状態等に応じた多様な体験学習を実施することで、各教科における学習内容の理解を深める。	特別支援教育課
	放課後等における子どもの体験活動などの支援(再掲)	放課後等に子どもの主体性や協調性を育むため、地域人材を活用しながら体験活動の充実を図る。	社会教育課
	通学合宿(再掲)	子どもたちの生活習慣の定着や協調性を育む通学合宿に「鍛ほめ福岡メソッド」を取り入れた「鍛ほめ通学合宿」事業を実施することで、効果を調査・分析し、更なる普及・定着を図る。	社会教育課
(3)学校・施設における感染症対策	放課後児童クラブ新型コロナウイルス感染症対策支援事業	職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(研修受講、かかり増し経費等)及び市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に必要な経費の補助を行う。	青少年育成課
	電子書籍の整備	県立図書館の電子書籍を含むデジタル資料の充実を図る。	社会教育課
	どこでもケンビ(バーチャル美術館・edukenbi(えでゅけんび))の公開	県立美術館の所蔵作品を鑑賞でき、子どもたちの学習に役立つサイトを公開する。	社会教育課
(4)困難を抱える青少年への支援	県立三大学授業料等減免事業(再掲)	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないよう、県立三大学が行う住民税非課税世帯等の学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成を行う。	政策課
	私立高等学校等就学支援金交付金(再掲)	授業料について、一定の所得未満の世帯の高校生等に対し、高等学校等就学支援金を支給することにより、所得に応じて軽減を図る。	私学振興課
	私立高校生等奨学給付金事業(再掲)	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給する。	私学振興課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

3 ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組を推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)困難を抱える青少年への支援	私立高等学校等学校納付金軽減補助金(再掲)	生活保護世帯等に対して学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付する。	私学振興課
	私立専門学校修学支援事業(再掲)	国からの委託を受け、私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った生徒に対して助成を行う。	私学振興課
	私立専門学校授業料等減免補助金(再掲)	学ぶ意欲のある生徒が経済的理由により修学を断念することがないように、私立専門学校が行う住民税非課税世帯等の生徒を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成を行う。	私学振興課
	ひとり親サポートセンター事業(再掲)	ひとり親家庭等を対象に、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行う。 児童扶養手当受給者を対象に、自立支援計画書(自立支援プログラム)を作成し、一人ひとりに合った支援方法を選択することにより、プログラムの内容に沿って就職までアドバイスと支援を行う。	児童家庭課
	住居費の支援(再掲)	自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対し、住居費の貸付けを無利子で行う。	児童家庭課
	母子・父子家庭自立支援給付費(再掲)	ひとり親家庭の親に対して、教育訓練講座を受講する費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援を行う。	児童家庭課
	児童扶養手当(再掲)	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給する。	児童家庭課
	特別児童扶養手当(再掲)	児童の福祉の増進を図ることを目的として、精神又は身体が障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給する。	児童家庭課

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

3 ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組を推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)困難を抱える青少年への支援	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費(再掲)	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行う。	児童家庭課
	子ども医療費支給制度(再掲)	子ども医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図る。	児童家庭課
	ひとり親家庭等医療費支給制度(再掲)	ひとり親家庭の親子、父母のいない子どもを対象に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の健康の増進、生活の支援の充実を図る。	児童家庭課
	母子生活支援施設短期利用事業(再掲)	生活上の悩みを持つ母子家庭に対し、施設の利用による子育て、生活一般に関する相談支援を行う。	児童家庭課
	ヤングケアラーへの支援(再掲)	家庭内のことで表に出にくいヤングケアラーの早期発見のために、学校や市町村の要保護児童対策地域協議会などの理解を深めるとともに、そこで把握した支援が必要な子どもを着実に福祉施策につなげる。	児童家庭課
	生活困窮世帯の子どもの進学支援事業(再掲)	生活困窮世帯の子ども及びその保護者を対象に、大学等進学に向けた相談支援を行うとともに、教材等を提供する。	保護・援護課
	子どもの学習・生活支援事業(再掲)	生活困窮世帯の児童(小中学生)を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアが、町村の施設において、児童の学習及び生活習慣改善支援等を実施する。	保護・援護課
	学習支援ボランティア人材バンク事業(再掲)	県内で実施する「子どもの学習支援事業」に協力する学習支援ボランティアを県が一括して募集・登録し、ボランティアを必要とする学習支援事業実施自治体等とのマッチングを行う。	保護・援護課
	子ども支援オフィス事業(再掲)	経済的に困窮している子育て世帯に対する電話や来所による相談受付のほか、訪問相談支援を行い、貧困状態からの脱却と貧困の連鎖防止を図る。	保護・援護課
若者就職支援センター事業(再掲)	個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会等を実施し、将来に向けた進路選択や、その他の就職、定着に至るまでをきめ細かに支援する。	労働政策課	

II 施策一覧

柱IV 青少年の成長を支える環境の整備

3 ウィズコロナ、ポストコロナを見据えた取組を推進する

施策の方向	施策・事業名	事業等概要	担当課(室)
(4)困難を抱える青少年への支援	中高年就職支援センター事業(再掲)	ハローワークと連携した職業紹介、市町村との連携による出張相談や地元企業との出会いの場の提供等を行い、早期再就職を支援する。	労働政策課
	正規雇用促進企業支援センター事業(再掲)	希望する方の正規雇用を促進していくために、企業に対して正規雇用への転換を促す。	労働政策課
	子育て女性就職支援センター(再掲)	子育て中の女性等に対して、就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまで一人一人の状況に応じて一貫した就職支援を実施する。	新雇用開発課
	高等技術専門校職業訓練費(再掲)	県内7か所の高校技術専門校において、新規学卒者や離転職者等を対象に、職業に必要な技能を習得するための職業訓練を実施し、就職に結びつける。	職業能力開発課
	求職者技能習得訓練費(再掲)	子育て中の人々が職業訓練を受講しやすくなるよう、託児サービス付や短時間、e-ラーニングによる職業訓練を民間の教育訓練機関等に委託して実施する。	職業能力開発課
	県営住宅への特別申込み(優遇制度)(再掲)	ひとり親世帯(20歳未満の子を扶養する配偶者のいない世帯)に対し、抽選方式募集では県営住宅の入居申込みにおける抽選倍率を優遇し、ポイント方式募集では点数を付与する。	県営住宅課
	高校生みらい支援事業(進路支援コーディネーターの配置)(再掲)	県立高校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯生徒及び就学困難な生徒に対する進路保障の強化を図る。	高校教育課
	高等学校等奨学金助成事業(再掲)	経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を無利子で貸与する福岡県教育文化奨学財団に助成を行う。	社会教育課

III 参考資料

1 「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」 策定経過

年	月	日	内 容
2021年 (令和3年)	4月	23日	第1回 福岡県青少年問題協議会専門委員会議 (1) 福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)について (2) 次期福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)の策定について
	5月	28日	第2回 福岡県青少年問題協議会専門委員会議 次期青少年プランの施策体系(試案)について
	6月	25日	第3回 福岡県青少年問題協議会専門委員会議 次期青少年プランの施策体系と施策について(案)
	7月	30日	第4回 福岡県青少年問題協議会専門委員会議 次期青少年プランの意見具申(案)の骨子について
	9月	1日	第116回 福岡県青少年問題協議会 (1) 「青少年の健全育成に関する県民意識等調査」結果について (2) 第5次「福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)」の進捗状況について (3) 次期「福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)」についての意見具申(案)の骨子について
	9月	17日	パブリックコメント(意見公募)受け
	10月	8日	
	11月	8日	第5回 福岡県青少年問題協議会専門委員会議 次期青少年プランの意見具申(案)について
	11月	24日	第117回 福岡県青少年問題協議会 福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)の意見具申(案)について
	12月	2日	福岡県青少年問題協議会から服部知事へ意見具申
2022年 (令和4年)	1月	31日	福岡県青少年健全育成対策推進本部会議 「福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)」(案)について
	2月	21日	福岡県議会2月定例会へ提案 福岡県青少年健全育成総合計画(福岡県青少年プラン)の策定について
	3月	24日	福岡県議会2月定例会において議決

2 福岡県青少年健全育成対策推進本部

○ 概 要

青少年の健全育成に関わる施策や事業は、国、県、市町村等の行政機関をはじめ民間、ボランティア等、多くの分野で展開されているが、こうした関係者の連携を一層強化し、より広範で総合的な取組がなされねばならないとの見地から、昭和58年5月に知事部局、県教育委員会、県警察本部の三者により、知事を本部長とする「福岡県青少年健全育成対策推進本部」が設置された。

(1) 福岡県青少年健全育成対策推進本部設置要綱

昭和58年5月20日施行
最終改正 令和2年4月1日

(設 置)

第1条 最近における青少年非行の急増という憂慮すべき事態に対処し、青少年の健全な育成及び非行防止を図るため、別表1に掲げる福岡県青少年健全育成対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 本部に、本部長・副本部長・本部員を置く。

2 本部長は、知事とする。

3 副本部長は知事が指名する副知事、警察本部長及び教育長とする。

4 本部員は、総務部長・企画・地域振興部長・人づくり・県民生活部長・保健医療介護部長・福祉労働部長・環境部長・商工部長・農林水産部長・県土整備部長・建築都市部長・教育庁副教育長・警察本部生活安全部長で構成する。

5 本部で決定された諸施策は、別表2に掲げる青少年行政関係で構成する幹事課において企画調整を図る。

6 前項の業務を具体的に推進するため、別表3に掲げる代表幹事課を設置する。

(本部長の職務)

第3条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときその職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 本部長は、青少年の健全な育成及び非行防止を図るため、次の事業を行う。

① 青少年健全育成対策に関する総合的な企画立案及びその推進。

② 青少年問題の研究、討議、情報の交換等。

③ 非行防止施策推進のための非行原因等の調査。

④ 県民総ぐるみの青少年健全育成運動推進のため、家庭・学校・地域での健全育成及び非行防止のための指針づくり。

⑤ 青少年健全育成対策についての市町村に対する指導及び連絡。

(庶 務)

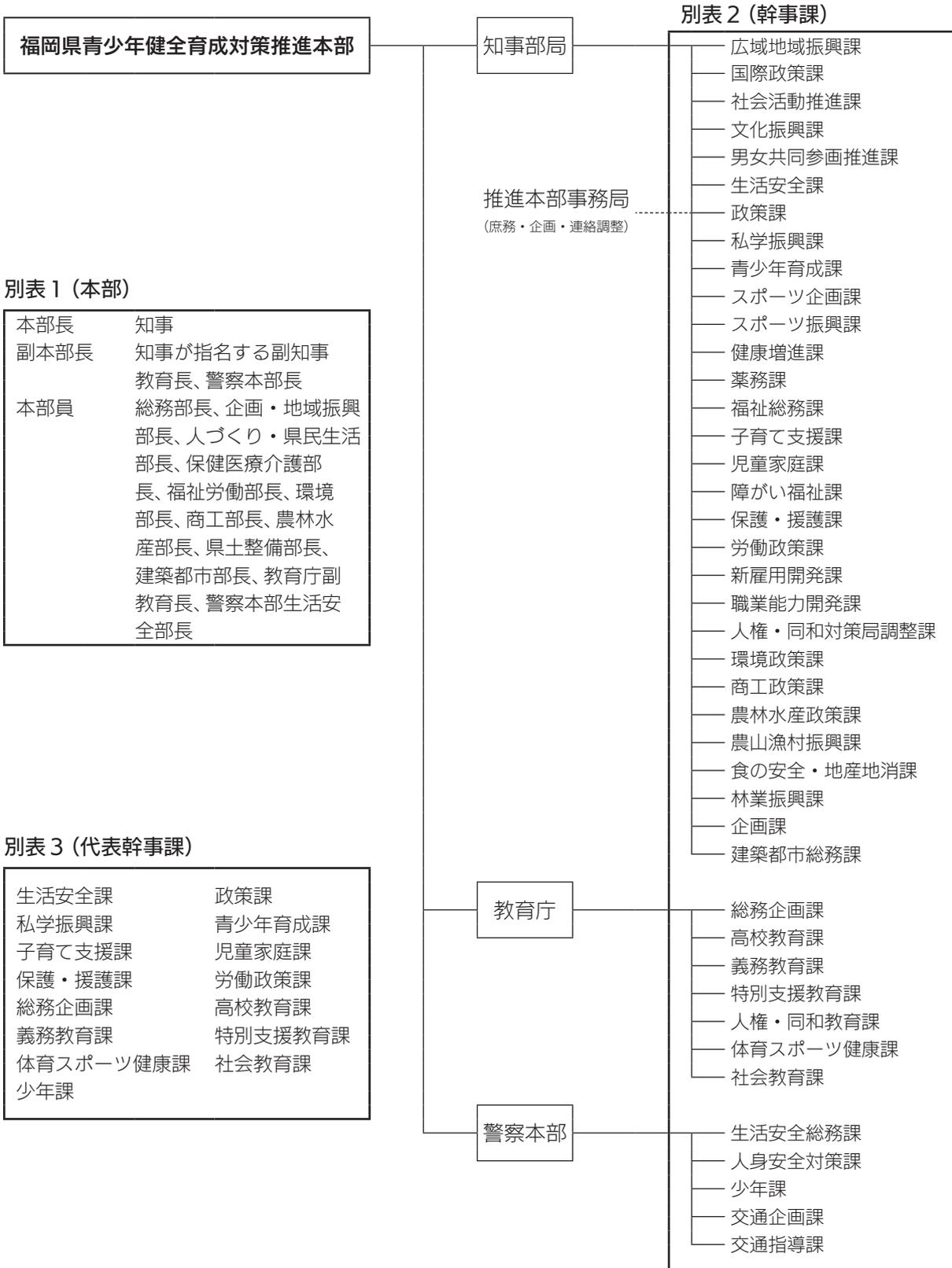
第5条 本部の庶務は、人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課において処理する。

(補 則)

第6条 この要綱で定めるもののほか、本部の運営については、本部長が別に定める。

III 参考資料

(2) 福岡県青少年健全育成対策推進本部体系図



3 福岡県青少年問題協議会

○ 概 要

福岡県青少年問題協議会は、「地方青少年問題協議会法」(昭和28年7月25日法律第83号)に基づき、昭和28年10月から設置されており、会長、副会長は委員の互選とし、県議会議員5人、行政機関の職員5人、学識経験者15人の計25人で構成され、次のことを主な任務としている。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を樹立するために必要な重要事項を調査審議する。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。
- (3) 県知事及び区域内の関係行政機関に対し、意見を述べる。

○ 地方青少年問題協議会法

昭和28年7月25日法律第83号
最終改正 平成25年6月14日法律第44号

(設 置)

第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。) (以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経 費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

III 参考資料

○ 附属機関の設置に関する条例

昭和28年4月1日福岡県条例第39号
最終改正 平成31年3月1日条例第12号

一部抜粋

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除く外、この条例の定めるところによる。

第二条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として置かれるものとし、その担任する事項は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

第三条 前条の附属機関の位置、組織、所掌事務、委員その他の構成員及びその運営に関して必要な事項については、附属機関の属する執行機関の規則で定める。

別表(第二条)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	福岡県青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護、きよう正等に関して必要な事項を調査審議すること

○ 福岡県青少年問題協議会規則

昭和28年12月1日福岡県規則第90号
最終改正 平成26年3月28日規則第12号

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、三十五人以内の委員をもって組織する。

2 協議会に、会長及び副会長二人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。

(委員)

第三条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

一 福岡県議会議員のうちから福岡県議会が指名する者

二 関係行政機関の職員

三 学識経験がある者

2 前項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項第三号の委員は、再任されることができる。

III 参考資料

(専門委員)

第四条 協議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部 会)

第五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(雑 則)

第六条 この規則に定めるものの外、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議を経て会長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年十月一日から適用する。

○ 福岡県青少年問題協議会会則

(総 則)

第1条 福岡県青少年問題協議会規則(昭和二十八年福岡県規則第九十号)第六条の規定により福岡県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の議事の手続きとその他運営に関し必要な事項は別に定めがあるものを除く外、この会則の定めるところによる。

(協議会)

第2条 協議会は、会長が必要と認めるとき、協議事項を示して招集する。

2 協議会に議長を置き、会長をもってあてる。

3 協議会において議決を要する事項は出席議員の過半数で決して可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 緊急やむを得ない事由があるときは、会長は、文書をもって委員の意見を求め、協議会に代えることができる。

(委員の代理)

第3条 委員は緊急やむを得ない事情で出席できないときは、関係職員等代理となるべきものを出席させることができる。この場合代理となるべき者のあらかじめ通知された事項についてのみ委員の権限を委任されたものとする。

(資料の送付)

第4条 委員は、必要に応じ、相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとるものとする。

(幹 事)

第5条 協議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、会長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

附 則

この会則は、昭和28年10月1日から適用する。

III 参考資料

福岡県青少年問題協議会 委員名簿

令和3年11月24日現在

区分	委員氏名	所属団体・役職名
会長	松浦 賢長	福岡県立大学理事兼教授
副会長	大曲 昭恵	福岡県副知事
県議会議員	片岡 誠二	福岡県議会議員(文教委員会委員長)
	渡辺 勝将	福岡県議会議員(警察委員会委員長)
	仁戸田 元氣	福岡県議会議員(厚生労働環境委員会委員長)
	渡辺 美穂	福岡県議会議員(県民生活商工委員会委員長)
	椛島 徳博	福岡県議会議員 (子育て支援・人財育成調査特別委員会委員長)
学識経験者	山本 浩二	北九州市立大学基盤教育センター 准教授
	和栗 百恵	福岡女子大学国際文理学部 准教授
	古川 志乃	福岡県中学校長会(広川町立広川中学校 校長)
	松尾 圭子	福岡県私学協会(筑紫女学園中学校・高等学校 校長)
	松尾 和昭	福岡県PTA連合会 会長
	嘉嶋 領子	福岡県臨床心理士会
	井浦 蘭子	福岡県青少年育成県民会議 理事
	小宮 文子	福岡県保護司会連合会 南保護区保護司会 会長
	權藤 成子	福岡県民生委員児童委員協議会 理事
	三浦 徳子	福岡県弁護士会
	大野 祐子	福岡県中小企業経営者協会連合会 理事
	下崎 千加	(株)西日本新聞社 社会部編集委員
	井本 宗司	福岡県市長会 理事(大野城市長)
	新川 久三	福岡県町村会 理事(築上町長)
行政機関	南元 英夫	福岡保護観察所長
	梶原 浩二	福岡県警察本部生活安全部長
	寺崎 雅巳	福岡県教育庁副教育長
	徳永 吉之	福岡県人づくり・県民生活部長

III 参考資料

○ 福岡県青少年問題協議会専門委員会議会則

(趣 旨)

第1条 福岡県青少年問題協議会規則第6条の規定に基づき、福岡県青少年問題協議会専門委員による会議(以下、「専門委員会議」という。)の運営については、この会則の定めるところによる。

(協議事項)

第2条 専門委員会議は、福岡県の青少年プランのあり方について協議し、協議結果を福岡県青少年問題協議会に報告する。

(構 成)

第3条 専門委員会議は、福岡県青少年問題協議会規則第4条に基づいて任命された委員により構成する。

- 2 専門委員会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

(顧 問)

第4条 この専門委員会議に、顧問若干人を置くことができる。

- 2 顧問は、有識者の中から選出し、福岡県青少年問題協会会長が委嘱する。
- 3 顧問は、専門委員の解任に伴い、解任されるものとする。
- 4 顧問は、専門委員会議に出席して意見を述べることができる。

(会 議)

第5条 専門委員会議は、委員長が召集する。

(雑 則)

第6条 この規定に定めるもののほか、議事の手続きその他専門委員会議の運営に関し必要な事項は、専門委員会議の議を経て委員長が定める。

附 則

この会則は、平成24年4月24日から施行する。

III 参考資料

福岡県青少年問題協議会 専門委員名簿

区分	氏名	職名
委員長	小泉 令三	福岡教育大学大学院 教授
委員	大島 まな	九州女子大学人間科学部 教授
委員	奥 浩幸	大任町立大任中学校 校長
委員	奥田 竜子	おくだ総合法律事務所 弁護士
委員	黒田 可奈子	特定非営利活動法人子どもとメディア 事務局長
委員	Sophia Hana Dickey	公募委員
委員	西田 加代子	福岡県青年国際交流機構 相談役
委員	原田 直樹	福岡県立大学看護学部 准教授
委員	三船 正士	公募委員

4 福岡県青少年健全育成条例

平成7年12月25日福岡県条例第46号
最終改正 令和2年3月31日条例第16号

一部抜粋

(目的)

第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関して、県、県民等の責務を明らかにするとともに、県の施策を定めてその推進を図り、県民参加の下に、青少年にとって良好な環境を整備し、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 青少年 十八才未満の者(他の法令により成年者と同一の能力を有するとされる者を除く。)をいう。
- 二 保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他青少年を現に監督保護する者をいう。
- 三 図書類 図書、雑誌その他の刊行物、図画、写真及びレコード並びに録音テープ、録画テープ、コンパクトディスク、フロッピーディスク、ビデオディスク、シーディーロムその他の磁気、光又は半導体を用いて符号、音響又は映像が記録されているテープ、ディスク等の媒体であって機器を使用して当該符号、音響又は映像が再生されるもの(以下「電磁気等記録媒体」という。)をいう。
- 四 通信番組 インターネットのホームページ、パソコン通信のメッセージその他の電気通信回線設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条第一号に規定する設備をいう。以下同じ。)を利用して伝送される一定の符号、音響又は映像による情報の集合であって、不特定又は多数の者が当該設備の一端に接続した機器を使用して視聴可能となるもの(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第三条に規定する放送番組及び同条が準用されるものを除く。)をいう。
- 五 興行 映画、演劇、演芸、見せ物及びこれらに類するもの(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第二百二十二号。以下「風適法」という。)第二条第六項第三号に規定する営業に係る興行を除く。)をいう。
- 六 興行者 興行を主催する者又は興行場法(昭和三十二年法律第三百三十七号)第一条第一項に規定する興行場を経営する者をいう。
- 七 がん具類 がん具、器具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第六号)第二条第二項に規定する刀剣類を除く。)及びこれらに類するものをいう。
- 八 広告物 公衆に表示され、又は頒布されるものであって、看板、ポスター及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。
- 九 ツーショットダイヤル等営業 風適法第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。
- 十 利用カード等 ツーショットダイヤル等営業に関して提供する役務の数量に応ずる対価を得る目的を持って発行する文書、物品又はその役務を利用するために必要な情報(電話番号、暗証番号、会員番号その他の記号であって、客が自ら機器に入力するものを含む。)をいう。

III 参考資料

十一 風俗関連類似営業 営業者の設けた営業所以外の場所において、専ら、異性の客の性的好奇心に応じてその客に衣服を脱いだ人の姿態を見せる営業を行うものであって、専ら電話回線その他の電気通信又は郵便を利用して客から申込みを受け付けるものをいう。

(県の責務)

第三条 県は、国及び市町村と緊密な連携を図り、青少年の健全な育成を図るための基本的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、青少年の健全な育成を目的とする団体及び青少年の健全な育成に協力する団体(以下「青少年健全育成団体等」という。)が積極的に連携を図り、青少年を育成し得るよう連絡調整に努めなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、青少年の意識と行動についての高い関心と深い理解をもって、青少年の自主的な活動を促進し、青少年にとって良好な環境を醸成するとともに、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境又は行為から青少年を保護するように努めなければならない。

(保護者の責務)

第五条 保護者は、青少年を心身ともに健全に育成することがその本来の責務であることを深く自覚し、愛情に満ちた環境の中で青少年を養育しなければならない。

(関係職員の義務)

第六条 警察官、少年補導職員、児童委員その他法令により青少年の健全な育成のための業務に従事する者(以下「関係職員」という。)は、青少年に対し常に懇切かつ誠意ある態度をもって臨み、その信頼を得るように努めなければならない。

2 関係職員は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を行っているとは認められる者に対し、適切な指導又は助言を行わなければならない。

3 関係職員は、この条例の目的に反する行為を行っているとは認められる青少年に対しその非を諭すことにより健全な成長への自覚を促すとともに、保護者又は関係機関に連絡する等適切な措置を講じなければならない。

(運用上の注意)

第七条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであって、県民の自由と権利を不当に侵害することのないように、適切に運用しなければならない。

(総合計画の策定)

第八条 県は、青少年の健全な育成を図るため、総合的な計画を策定しなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 青少年及びその団体が行う健全な活動に関すること。
- 二 青少年の健全な育成のために県民及び青少年健全育成団体等が行う活動に関すること。
- 三 青少年の非行を防止する活動に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、青少年を取り巻く社会環境の整備に関すること。

(以下省略)

5 子ども・若者育成支援推進法

平成21年7月8日法律第71号
最終改正 平成27年9月11日法律第66号

一部抜粋

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

III 参考資料

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針
- 二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項
 - イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
 - ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
 - ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項
 - 三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
 - 四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
 - 五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
 - 六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
 - 七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項
 - 八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項
- 3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

III 参考資料

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(以下省略)

III 参考資料

6 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	18歳
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」のものについても、その対象とすることは妨げない。(法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針(平成28年1月厚生労働省)において規定。)
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
福岡県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者 (他の法令で成年者と同一の能力を有するとされる者を除く)

資料出所：令和3年版子供・若者白書より一部抜粋、福岡県青少年健全育成条例

III 参考資料

7 相談機関一覧

①子どもホットライン24 (不登校、いじめ、学業・進路、友人関係、親子関係に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県教育庁 福岡教育事務所	092-641-9999	年中無休	24時間対応
福岡県教育庁 北九州教育事務所	0949-24-3344		
福岡県教育庁 北筑後教育事務所	0942-32-3000		
福岡県教育庁 南筑後教育事務所	0942-52-4949		
福岡県教育庁 筑豊教育事務所	0948-25-3434		
福岡県教育庁 京築教育事務所	0979-82-4444		

②家庭教育相談「親・おや電話」(子育て・しつけ等に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県立社会教育総合 センター	092-947-3515	月～土 (第2月曜日、第4土曜日、 祝日、年末年始を除く)	9:00～17:00 (時間外は留守番電話で 受付)

③教育相談(いじめ、不登校、非行、進路相談等に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県教育センター 「教育相談」	092-948-3000 メール: seitosoudan@educ.pref.fukuoka.jp	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～17:00
福岡県教育庁義務教育課 教育相談室	092-643-3929 メール: hotline24@pref.fukuoka.lg.jp	月～金 (祝日、年末年始を除く)	9:00～17:00

④いのちの電話(悩みごと全般に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
北九州いのちの電話	093-653-4343	年中無休	24時間対応
福岡いのちの電話	092-741-4343	年中無休	24時間対応

III 参考資料

⑤児童相談所(児童に関する諸問題、児童虐待等の相談)

名 称	電話番号	受付時間	
児童相談所相談専用ダイヤル	0120-189-783	年中無休	24時間対応
福岡県福岡児童相談所	092-586-0023	年中無休	24時間対応
福岡県宗像児童相談所	0940-37-3255		
福岡県久留米児童相談所	0942-32-4458		
福岡県田川児童相談所	0947-42-0499		
福岡県京築児童相談所	0979-84-0407		
福岡県大牟田児童相談所	0944-54-2344		
北九州市子ども総合センター	093-881-4152	年中無休	24時間対応
福岡市こども総合相談センター	092-833-3000	年中無休 (年末年始を除く)	24時間対応

⑥ネットトラブル相談(SNS上での誹謗中傷やいじめ、ネットの使い過ぎ等に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口	0120-494-100 メール: fukuoka@netsoudan.net   LINE ID: @968bcvax	月～金、日 (祝日・年末年始を除く) (電話は月～金曜日のみ対応)	18:00～21:00

⑦子どもの人権相談(いじめ、虐待、体罰等子どもの人権に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
子どもの人権110番 (全国共通フリーダイヤル)	0120-007-110	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:15 (時間外は留守番電話で受付)

⑧女性の人権相談(夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント等女性の人権に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金 (土・日・祝日を除く)	8:30～17:15

III 参考資料

⑨少年サポートセンター(子どもの非行問題、いじめ、犯罪などの被害者のケアに関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
中央少年サポートセンター	092-588-7830	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:45
福岡少年サポートセンター	092-841-7830		
北九州少年サポートセンター	093-881-7830		
飯塚少年サポートセンター	0948-21-3751		
久留米少年サポートセンター	0942-30-7867		

⑩犯罪被害・性犯罪被害等の相談窓口

名 称	電話番号	受付時間	
福岡犯罪被害者総合サポートセンター(福岡)	092-409-1356	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～16:00
福岡犯罪被害者総合サポートセンター(北九州)	093-582-2796		
福岡犯罪被害者総合サポートセンター(筑後)	0942-39-4416		
福岡犯罪被害者総合サポートセンター(筑豊)	0948-28-5759		
性暴力被害者支援センター・ふくおか	092-409-8100 / #8891	年中無休	24時間対応
犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」(警察)	092-632-7830	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:45
性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」(警察)	#8103 / 0120-783-084	年中無休	24時間対応
福岡県性暴力加害者相談窓口	092-289-9398	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00

⑪あすばる相談ホットライン(デートDV、人間関係など悩み全般に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
あすばる相談ホットライン	092-584-1266	年中無休 (お盆・年末年始を除く)	9:00～17:00 (金(祝日除く)のみ 18:00～20:30も可)

III 参考資料

⑫にんしんSOSふくおか(妊娠や育児・しつけ等に関する悩み、思春期に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
にんしんSOSふくおか	092-642-0110	年中無休 (年末年始を除く)	9:00~17:30

⑬子ども支援オフィス(経済的に困窮している子どもや保護者の子育てや家庭の悩みに関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
子ども支援オフィス 粕屋オフィス	092-938-1205	月~土 (年末年始を除く・土曜 日は電話相談のみ)	9:30~17:30
子ども支援オフィス 水巻オフィス	093-203-1661		
子ども支援オフィス 田川オフィス	0947-44-8612		
子ども支援オフィス 久留米オフィス	0942-38-0601		
子ども支援オフィス 行橋オフィス	0930-26-7710		

⑭福岡県精神保健福祉センター

* 精神保健福祉相談(不登校などの思春期問題、友人関係、薬物)

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県精神保健福祉 センター	092-582-7500	月~金 (祝日・年末年始除く)	8:30~17:15

* 心の健康相談電話

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県精神保健福祉 センター	092-582-7400	月~金 (祝日・年末年始除く)	9:00~16:00

* ひきこもり相談電話

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県ひきこもり地域 支援センター	092-582-7530	月~金 (祝日・年末年始除く)	9:00~17:15

⑮不登校・ひきこもりサポートセンター

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県立大学不登校・ ひきこもりサポート センター	0947-42-1346(相談専用) FAX:0947-42-1364 メール: support@fukuoka-pu.ac.jp	月~金 (祝日・年末年始除く)	9:00~17:00

III 参考資料

⑩若者自立相談（若者や保護者などの悩み全般に関すること）

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県若者自立相談窓口	092-710-0544	月～土 (祝日・年末年始を除く)	10:00～19:00

⑪発達障がい者支援センター

名 称	電話番号	受付時間	
福岡県発達障がい者支援センター(北九州地域)	093-922-5523	月～金 (祝日・年末年始を除く)	8:30～17:00
福岡県発達障がい者(児)支援センター(福岡地域)Life	092-558-1741	月～金 (祝日・お盆・年末年始を除く)	9:00～17:00
福岡県発達障がい者支援センター(筑豊地域)ゆう・もあ	0947-46-9505	月～土 (祝日・お盆・年末年始を除く)	9:00～18:00
福岡県発達障がい者支援センター(筑後地域)あおぞら	0942-52-3455	月～金 (祝日・お盆・年末年始を除く)	9:00～17:00
北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	093-922-5523	月～金 (祝日・年末年始を除く)	8:30～17:00
福岡市発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」	092-845-0040	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00

⑫若者サポートステーションなど(若年無業者等の自立支援に関すること)

名 称	電話番号	受付時間	
福岡若者サポートステーション	092-739-3405	月～金 (祝日・年末年始を除く)	10:00～17:00
北九州若者サポートステーション	093-512-1871	月～土 (祝日・年末年始を除く)	10:00～17:00
筑後若者サポートステーション	0942-30-0087	月～金 (祝日・年末年始を除く)	10:00～17:00
筑豊若者サポートステーション	0948-26-3031	月～土 (祝日・年末年始を除く)	10:00～17:00
子ども・若者応援センター「YELL」	093-882-0188	火～土 (祝日・年末年始を除く)	10:00～18:45

III 参考資料

①9若者の就職相談(おおむね39歳までの就職支援に関すること)

名 称	電話番号		受付時間
福岡県若者就職支援センター	092-720-8830		年中無休 (年末年始を除く) 10:00~18:00 (土、日、祝日は、17:00まで)
福岡県若者就職支援センター (北九州ランチ)	093-531-4510	メール: ・県内の方専用 wakamono@ ssc-f.net	月~土 (祝日・年末年始を除く) 10:00~18:00
福岡県若者就職支援センター (筑後ランチ)	0942-33-4435	・県外の方専用 uij-fukuoka@ ssc-f.net	月~土 (祝日・年末年始を除く) 10:00~18:00 (土曜日は、17:00まで)
福岡県若者就職支援センター (筑豊ランチ)	0948-23-1143		月~土 (水・年末年始を除く※ 但し水曜日が祝日の場合は、木曜日が休み) 10:00~18:00

②0市町村(青少年自身や保護者などの悩み全般に関すること)

名 称	電話番号		受付時間
北九州市子ども総合センター (24時間子ども相談ホットライン)	093-881-4152		年中無休 24時間対応
福岡市こども総合相談センター	092-833-3000		年中無休 (年末年始を除く) 24時間対応
大牟田市少年センター	メール: e-young-telephone@ city.omuta.fukuoka.jp		月~金 (祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00
飯塚市少年相談センター	0948-22-0226		月~金 (祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
田川市子ども相談ホットライン	0947-44-0678		月~金 (祝日・年末年始を除く) 8:30~17:00
大川市教育相談室	0944-87-7970		月~金 (祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00
中間市少年相談センター	093-244-4000 / 093-246-0484		月~金 (祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00
小郡市子ども総合相談センター	0942-72-7480		月~金 (祝日・年末年始を除く) 9:00~16:30
ヤングテレフォンちくしの	092-923-7773 メール: k-yantel@city.chikushino. fukuoka.jp		月~土 (祝日・年末年始を除く) 10:00~18:00
宗像市子ども相談支援センター	0940-36-1302		月~金 (祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00
古賀市青少年支援センター	092-943-2615 メール: soudan@city.koga.fukuoka.jp		月~金 (祝日・年末年始を除く) 8:30~17:00

III 参考資料

名 称	電話番号	受付時間	
嘉麻市少年相談センター	0948-62-5721	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00
朝倉市教育支援センター	0946-22-3399	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～16:30
ヤングテレホンみやま	0944-63-4000	土	13:00～16:00
糸島市教育相談室	092-324-4109	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00
志免町教育相談室	092-936-4154	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～17:00
粕屋町教育相談室「ぼると」	092-938-0100	月～金 (祝日・年末年始を除く)	9:00～16:00
水巻町ほっとステーション	093-203-1555	月～金 (祝日・年末年始を除く)	8:30～17:15
岡垣町教育電話相談	093-282-4884	月～金 (祝日・年末年始を除く)	8:30～17:15
筑前町子ども未来センター	0120-24-7874 / 0946-22-3369	月～金 (土は予約制)	9:00～17:00
糸田町子育て支援センター	0947-26-4600	月～金 (祝日・年末年始を除く)	8:30～17:15